

会 期 日 程

令和6年第6回山江村議会定例会

自 令和 6年12月10日（火）
至 令和 6年12月12日（木） （3日間）

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	12月10日	火	本会議	議 会 議 場	午前10時	・開 会 ・報 告 ・提案理由説明
			休 会	役場大会議室	午後1時30分	・議 案 審 議
2	12月11日	水	本会議	議 会 議 場	午前10時	・一 般 質 問
3	12月12日	木	本会議	議 会 議 場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

1 2 月 1 0 日 (火)

令和6年第6回山江村議会12月定例会（第1号）

令和6年12月10日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定について
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5	選挙第 1号	選挙管理委員および補充員の選挙について
日程第 6	発委第 3号	山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7	承認第 11号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度山江村一般会計補正予算（第4号））
日程第 8	同意第 2号	山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて
日程第 9	諮問第 1号	山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて
日程第 10	議案第 47号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 11	議案第 48号	人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 12	議案第 49号	山江村電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 13	議案第 50号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 14	議案第 51号	山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案第 52号	山江村税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案第 53号	山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案第 54号	山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 55号	公共工事請負契約の締結について
日程第 19	議案第 56号	公共工事請負契約の締結について
日程第 20	議案第 57号	令和6年度山江村一般会計補正予算（第5号）
日程第 21	議案第 58号	令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）
日程第 22	議案第 59号	令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）
日程第 23	議案第 60号	令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第 24	議案第 61号	令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
日程第 25		議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1 番 白 川 俊 博 議員	2 番 北 田 愛 介 議員
3 番 本 田 り か 議員	4 番 中 村 龍 喜 議員
5 番 赤 坂 修 議員	6 番 横 谷 巡 議員
7 番 立 道 徹 議員	8 番 西 孝 恒 議員
9 番 久保山 直 巳 議員	10 番 森 田 俊 介 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 橋 忍 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君	副 村 長
教 育 長 藤 本 誠 一 君	総 務 課 長 平 山 辰 也 君
税 務 課 長 今 村 禎 志 君	企画調整課長 清 永 弘 文 君
産業振興課長 松 尾 充 章 君	健康福祉課長 山 口 明 君
建 設 課 長 蕨 野 昭 憲 君	教 育 課 長 迫 田 教 文 君
会 計 管 理 者 尾 方 路 美 君	農業委員会事務局長 一 二 三 信 幸 君

開会 午前１０時０分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） おはようございます。本日の出席議員は１０名で定足数に達しております。
ただいまから、令和６年第６回山江村議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（森田俊介議員） 議事日程に従いまして、日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第１２４条の規定によりまして、５番、赤坂修議員、６番、横谷巡議員を指名いたします。

-----○-----

日程第２ 会期の決定について

○議長（森田俊介議員） 日程第２、会期の決定についてを議題とします。
本件につきましては１１月２８日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等について等の協議をなされておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。
５番、赤坂修議員。

○議会運営委員長（赤坂 修議員） おはようございます。令和６年第６回山江村議会定例会につきまして、去る１１月２８日、午前９時から議会運営委員会会議を開催し、会期日程等について協議しておりますのでご報告申し上げます。
会期につきましては、本日１０日から１２日までの３日間としております。
本日開会、報告、提案理由の説明を行い、その後休会とし、議案審議を行うこととしております。

２日目の１１日は一般質問となっており、今回５名の議員から通告がなされております。発言の順序はくじ引きにより決定しており、時間については質問、答弁を含めて６０分となっております。

最終日の３日目、１２日に質疑、討論、表決を行い、閉会と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（森田俊介議員） これで議会運営委員長の報告は終わりました。
お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（森田俊介議員） 日程第３、諸般の報告を行います。
９月１３日の議会定例会以降の議会に関する報告を行います。
９月２２日、やまえ栗まつり、役場前広場で議長が出席しております。
９月２５日～２６日まで、議会広報研修会がニッショーホールで委員会委員が出席しております。

9月26日～27日、人吉球磨広域行政組合議会視察研修が、鹿児島方面に組合議員が出席しております。

9月27日、第1回球磨畜産共進会が球磨家畜市場で行われております。各議員が出席しております。

10月2日、議会全員協議会が議会委員会室で行われております。

10月5日、わんぱく相撲大会が山田小グラウンドで行われております。また、山田小相撲場土俵仕舞清祓式が行われております。各議員が出席しております。

10月6日、第17回消防庁舎建設に関する特別委員会が消防本部で行われております。組合議員が出席しております。

10月18日、村内小中学校研究発表会が、山田小、山江中、各議員が出席しております。

11月4日、山田大王神社秋季例大祭が、私、出席しております。

11月7日、議会現地調査、村内一円の調査をしております。また、そのときに議会全員協議会を行っております。

11月10日、山江村宝物収穫祭が山江役場前広場で行われております。またその際、山江村文化祭も一緒に行われております。

11月10日、万江阿蘇神社秋季例大祭が万江阿蘇神社で行われております。副議長が出席しております。

11月13日～15日まで、第68回議長全国大会及び行政視察を行っております。この行政視察には、くま川鉄道同様に第三セクター経営のために上下分離方式の移動の経過及び現在の状況について、滋賀県近江鉄道管理機構視察研修に彦根のほうに行っております。私が出席しております。

11月18日、議会全員協議会、役場大会議室で行われておりますが、11月9日から11月10日まで、山江村消防団、五木の国見山、男性の捜査の概要と今後の対応の捜査の際の対策を説明を受けております。

11月25日、人吉下球磨消防組合議会定例会が消防本部で行われております。

11月28日、議会運営委員会が開かれております。

11月29日、人吉球磨広域行政組合議会定例会が、クリーンプラザで組合議員のほうで行われております。

12月5日、議会全員協議会が議会委員会室で行われております。

以上で報告を終わります。

次に、一部組合の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、3番、本田りか議員より報告をお願いいたします。

3番、本田りか議員。

○3番（本田りか議員） おはようございます。令和6年第4回人吉球磨広域行政組合の定例会が、令和6年11月29日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室で開催されました。

日程第1、議席の指定では、湯前町議会議員の任期満了に伴う改選により、新たに選出された議員の議席を10番、遠坂道太議員、11番、田山幸平議員に指定されました。加えて新ごみ処理施設建設に関する調査特別委員会の委員に指名されました。

日程第2、会議録署名議員の指名のあと、日程第3、会期の決定では、議会運営委員会委員長

の報告のあと、会期を11月29日に開会し11月30日から12月24日までを休会、12月25日を閉会とする27日間に決定しました。

日程第4、議会運営委員会委員の選任では、湯前町議会の改選に伴い、議会運営委員会の1名の欠員が生じたため、あさぎり町の皆越てる子議員が選出、指名されました。

日程第5、行政報告では、定例理事会における主な審議等について報告があり、日程第6、認定第1号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定については、令和5年度決算特別委員会委員長から審議結果についての報告を受け、質疑、採決の結果、全員異議なく委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第7、議案第6号、人吉球磨広域行政組合負担金条例の一部を改正する条例の制定について、日程第8、議案第7号、令和6年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、日程第9、議案第8号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、この3件を一括し、提案理由の説明を受け、議案第6号及び議案第7号の2件についての補足説明を受け、質疑、採決を行いました。議案第6号と議案第7号は、全員異議なく原案のとおり可決しました。議案第8号は、12月25日の閉会日に採決することになりました。

以上で、定例会1日目はすべての審議を終了し、散会としました。

以上、令和6年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果についての報告を終わります。

○議長（森田俊介議員） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、8番、西孝恒議員より報告をお願いいたします。

西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） では、令和6年11月第4回人吉下球磨消防組合議会定例会会議結果について報告いたします。

日時は令和6年11月25日午後3時開会、場所は人吉下球磨消防組合本部会議場です。出席者は議員8名、執行部は管理者4名、管理者代行2名、職員7名、事務局2名、計23名です。

日程第1、会期の決定については、日時と同じ11月25日、1日間と決定です。

日程第2、会議録署名議員の指名は、6番、川辺正美議員（五木村選出）、7番、村上恵一議員（人吉市選出）を指名です。

日程第3、議案第1号、令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定です。

日程第4、議案第2号、人吉下球磨消防組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第5、議案第3号、令和6年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）については、減額補正です。

日程第6、議案第4号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、以上、全議案とも原案可決です。

次に、日程第7、消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告です。

管理者会議において、消防庁舎移転事業について県と協議を実施し、消防本部中央消防署は、人吉市鬼木町梢山へ移転を行い、中分署を統廃合する。当組合の東分署更新事業に併せ、錦町とあさぎり町の境界付近において、上球磨消防組合との合同分署の設置、また、人吉市の球磨川以

南の地区に分署を設置することを消防の広域化を見据えた諸々の再配置とする旨の報告がありました。

それから、先月 1 月 19 日から 21 日まで 3 日間、令和 6 年度人吉下球磨消防組合議会議員視察研修が行われましたので、それについては報告書を提出しております。

以上、人吉下球磨消防組合一部事務組合の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4 行政報告

○議長（森田俊介議員） 以上で一部事務組合等の活動の報告は終わりました。

村長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会をありがとうございます。

本日ここに令和 6 年第 6 回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席いただく中に開催できますこと、心から感謝申し上げます。

それでは、今回は先般の定例会後の行政報告を申し上げ、また所感を申し上げ、あいさつに代えさせていただきます。

9 月 11 日でありますが、熊日金婚夫婦表彰式がございました。今年は少なく 3 組でありましたけれども、アットホームな中にですね、よき金婚夫婦の表彰式ができたと思っております。

9 月 20 日でありますが、有害鳥獣複合対策業務委託プロポーザル審査を行わせていただいております。これにつきましては、本年より 3 年間でありますが、鳥獣被害防止総合対策交付金の補助金をいただいているわけであります。特にこのプロポーザルにつきましては、サルの複合対策をどのように進めていくかと、サルの防除についての契約をしてもらうためのプロポーザルの審査でございました。広島の業者に決定させてもらっております。

それから 9 月 21 日でありますが、やまえ栗まつりに伴う栗拾い体験 29 名参加をいただいております。それからやまえ栗の品評会を改善センターで行っております。

22 日につきましては、やまえ栗 G I 登録記念といたしまして、第 20 回目に当たるやまえ栗まつりを開催しました。当日は大雨模様でありまして、例年の半分ぐらい、4,500 人ぐらいだったと思いますけれども、参加される方、来場される方は、管外の方が多くて、売れ行きは大変好調な様相でありました。人吉球磨の参加者が雨で少なかったというようなことでございます。

それから 9 月 25 日から 27 日にかけて、球磨郡町村長の研修を長野県の辰野町、これは飛び地商店街という研修をしてきました。それから翌日は群馬県の長野原町で、きたもつくという自然を活用した地域振興のあり方をされている様子を見てきました。いずれも民間の方々が中心となってそれぞれの地域づくりに取り組んでおられると、直接行政は関与しないで、民間の方の主導により地域づくりが行われている模様を研修したところであります。

それから 9 月 30 日、山江村の地域支え合いセンターが閉所いたしました。入所者といいますか、仮設の入所者は 6 月に既に退所されていたわけでありますけれども、そのあとのフォローを含めて、9 月 30 日まで支え合いセンターは稼動していたわけでありますけれども、その業務をすべて終えたということになります。

それから 10 月 1 日でありますが、辞令交付式を行いました。これは廣田教育委員の辞令交付に併せまして、課長の異動を中心としながら人事異動を行わせてもらっております。

それから10月2日につきましては、山江村の再生可能エネルギーゾーニング計画検討委員会、併せて、山江村総合エネルギー検討委員会を開催しました。ゾーニング計画というのは、ゾーニングマップを作っているわけでありますけれども、このゾーニングマップというのが、山江の再生可能エネルギーの施設を設置するに当たり、区分けをしたと、区分け地図を作ったということであります。いわゆる土砂氾濫洪水地域、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンという地域も除きますし、当然民家の近いようなところ、また災害が起きやすいようなところは除きますし、そういう設置しないところ、それから可能性があるところ、そして設置を推進するところと三本立てで区分けをさせてする計画を作ります。この中には動植物の熊大の先生等々ですね、専門家の先生も入っておられながら、その意見を参考にしながら、ゾーニングマップ、区分け地図を作っていくということであります。

それから10月4日、山江村復興むらづくり推進委員会を開催したところであります。これは令和2年7月豪雨災害以降、この計画を作り、その進捗状況についてチェックをいただいているということであります。仮設の方がすべて帰られたということで、大きな復旧、復興の一步は進めているわけでありますけれども、まだまだ2割程度の復旧事業が残っておりますし、計画にあります復興事業もいよいよ始まるかというようなところであります。その付近の進捗状況を報告をいたし、意見交換をさせてもらったということであります。

10月5日につきましては、議長より報告がありまして、山江村のわんぱく相撲大会と併せて山田小学校の相撲場土俵仕舞の清祓式を行いました。長年続いてきた山江村の相撲大会であります。一応その歴史の幕を閉じたというようなことになります。

それから10月8日でありますけれども、万江川の土砂洪水氾濫対策事業の要望といたしまして、熊本県の知事と土木部長のほうに要望活動を行っております。この事業は県の主催事業であります。受益地が万江川でありますので、山江村のほうからもしっかり事業を進めていただくようお願いをしたというところであります。

それから当日、同じ日でありますけれども、山江村のゼロカーボンシティの講演会として、これは再生可能エネルギー等々の事業を進めておりますが、その関連の事業として、気象予報士の井田寛子さんによります講演会を開催しました。いわゆる地球温暖化による異常気象の中で、どういうふうに気象を考えていけばいいのか。山江の栗もですね、温暖化によって非常に影響を受けておりますけれども、そういう気象の状況についての講演会を聞いたところであります。

特に、非常にうれしかったといえますか、ありがたかったのは、高校生2名が参加してくれました。その参加理由につきましては、将来気象予報士を目指したいという夢もあるようであります。是非その夢をかなえていただきながら、地球温暖化環境対策にですね、さらに進めていただければという希望も持ったところであります。

それでは10月8日であります。村長に出前授業を行っております。これは山江中学校に出向きまして、「山江村長とともに語る未来」というテーマでありました。現在中学校のほうでは、山江村の未来学習を進めているところであります。中学生の生徒の皆さんが、山江村の未来についていろんな部門で考えながら、その意見を中間発表されるということについての意見交換をさせてもらったということでありますが、私としては、是非皆さん方が提案された事項を提案で終わるのではなくてですね、実践をしてほしい、その成果を見せてほしいというようなことを申し上げました。また、そういうことにより山江村に対する郷土愛を是非育んでほしいという期待も

あるわけであります。中には予算も必要とするものもあるわけでありますので、来年度にかけてこの未来学習が続くようでありますから、未来学習の子どもたちへの予算措置、その提案に対する実践に対する予算措置もさせていただければとも考えているところであります。

それから10月9日、山江村の地域公共交通会議が開催されました。これは人吉市における停留所をアンケートをとりながら変更をさせてもらったということでありますが、新たにニシムタとゆめマートの停留所を設けさせてもらうというような変更を行っております。

次に10月10日でありますけれども、これは一般国道445と4期成会の合同要望ということで、熊本県庁、それから九州地方整備局のほうに、知事、県議会議長、九州地方整備局長のほうに、球磨郡町村会のほうで出向いております。

それから10月11日、人吉球磨中体連駅伝大会でありました。応援に出掛けておりますが、結果は男子3位、女子8位という結果でした。2位までが県大会に出場ということで、昨年は2位に入り26年ぶりにですね、駅伝大会、県の大会に出場したところでありますが、今年は惜しくも3位という結果でありました。

それから10月15日、デジタル技術でつくるスロービレッジ講演会といたしまして、東京大学の越塚教授による講演会を実施したところであります。生成AI、いわゆるチャットGPT等の活用によりまして、いろんなことができて、また、事務の効率化もこれで図れるということでもありますので、この生成AIの活用につきましては、その講習会を職員に向けて、大変職員もそれぞれ忙しくしておりますので、その効率化を図るための生成AIの研修会も今後行っていきたいと考えているところであります。

それから10月16日につきましては、人吉球磨消防指令事務協議会の設立総会であります。上球磨・下球磨の消防組合における、いわゆる火事・救急における電話といいますか、通信であります。要するに119番通信が今後統合されるということについての設立総会であります。現在は、仮にその運用を行っておりますが、正式には来年から設立、運用を本格的に行うということになっております。

それから、同日、地域づくり懇談会を実施しております。16区から1区までということですが、教育長班と2班に分かれながら、私は奇数班のほうに出席させてもらいながら、各地区の村民の皆様方との膝を交えながらの意見交換をさせていただいたということでもあります。

それから10月18日、山江村の小中学校研究発表会が行われたということでもあります。今年も各地から217名の参加者の中で、本当に大体この手の研究発表大会は80名ぐらい集まれば大変多いと言われている教育研究発表大会でありますけれども、山江村は相変わらず200名を超える方の参加いただきながら、熱心に研究といいますか、授業研究されている様子がございました。

それから10月27日ではありますが、球磨村合併70周年記念式典に参加いたしました。球磨村につきましては、昭和の合併、昭和29年の合併をしております。今年70周年を迎えられたその式典でございました。

それから10月29日ではありますが、やまえ栗のどらがし販売記者発表会とあります。これはGIをやまえ栗が今年登録されましたので、どらがしあんあんがですね、やまえ栗のお菓子を作りながら、コラボ商品として出してもらっているところですが、その販売促進のため、また、ひいては生産者の利益の向上にもつながるということになりますので、そういう記者発表会

を行いながら、販売促進、反則事業をやったところでもあります。ちなみに、今年の栗の値段は、委託販売、いわゆる農協を通しての委託販売で1,200円程度、それから契約の販売、要するにあるお菓子屋さんとかの契約をして販売するところで1,500円程度、そして直接販売、生産者の方々がいろんなところに直接販売するというのが大体2,000円で、G Iの登録ということもあるわけですが、また、栗も少し足りないということもあるんですが、G I効果もありながら、非常に高値で推移をしたなということも思っておりますし、さらにG Iということを基調としながらですね、農家所得、民間事業者の所得向上に向けて取り組みを進めていきたいとも思っております。

それから11月1日ではありますが、今後の県立高校のあり方に関する意見交換会とあります。これはまさに少子化が進み、県立高校生が今後激減すると、熊本県下ですね、ということが数字として示されました。それに伴います高校のあり方をどう考えていくかというような意見交換会でございます。先般人吉球磨では、多良木高校がなくなったというようなことでありますけれども、さらに県のほうは県下の高校のあり方をどうするかというようなことを進めているというようなことであります。

11月3日ではありますが、山江村消防団の秋季訓練及び防火パレードを行っております。

それから11月6日から8日ではありますが、球磨郡の町村の主軸事業要望として、県選出の国会議員、それから霞が関のそれぞれの省庁へ要望活動を行っております。

11月10日は山江村の宝物収穫祭に併せて文化祭が開催されております。

それから11月11日から14日にかけても含めてですね、今年は10月末に衆議院選挙が行われたということでありますので、その選挙期間中の各種大会が行われなかったということもあり、一応11月に各種大会が引き続き行われたというような現象も起きました。その災害復興促進大会、それから治水事業促進全国大会、それから、これは球磨郡の人吉球磨の活動であります、一般国道445と4期成会の合同の要望、そして全国治水砂防促進大会、山江村砂防事業を行っておりますが、その大会にも参加しております。

それからそのまま11月14日から16日、私、名古屋のほうに向かいまして、グリーンな栽培体系研究検討委員会先進地研修のほうに参加してきております。これは山江村の委員さん方が8人、それから熊本県の振興局と県の本庁からも2人参加いただきながら研修会をしたということでありますが、内容は、バイオ炭と堆肥をいわゆる混ぜ合わせて、有機農業を推進するというような事業に現在取り組んでいるところでありますけれども、それにつきまして、名古屋の大学のほうに行ってその研究の内容を見せていただきましたし、またバイオ炭の先進的な研究をされております民間業者のほうにも行きまして、いろんな意見交換もさせてもらったところであります。

それから11月18日から21日にかけて、全国過疎地域の総会、それから熊本県の町村会のトップセミナー、熊本県内町村長全員東京に出張しておりますので、それに併せて県の町村会のトップセミナーが行われます。今年はずいぶん、田崎真也さん、これは政治評論家でありますけれども、内容はですね、少数与党として自民党がどういう運営をしていくのかというようなことについての政治講演会があったところであります。

それから簡易水道の促進全国大会、それから全国町村長大会、全国防災危機管理トップセミナー、それから全国山村振興連盟の通常総会等に参加してきております。

それから11月22日でありますが、人吉高校のほうから、学校運営協議会の特別部会のほうに参加をしてもらいたいと、そして委員として意見ををお願いしたいというようなことであります。これは先ほど申し上げました県立高校のあり方ですね、人吉高校としてのどういう魅力をつくっていくのか、というようなことについての意見交換が行われたということでございます。

11月23日がフットパスの開会式にでてまいりました。そして午後から山田小学校150周年記念事業タイムカプセル開封式としておりますが、これは山田小学校の100周年記念のときにタイムカプセルを埋設してございまして、そのタイムカプセルを開封したということでもあります。50年前の小学校の児童たちがですね、タイムカプセルを埋めたのを開封される。当時の小学生、もう60歳を過ぎている人もいるわけですがけれども、大変よそからも参加されながら、非常に懐かしく、また賑わいながらの開封式でありました。

それから11月25日は、車椅子の贈呈式として、住友生命より社会福祉協議会へ車椅子の贈呈式がありましたので、その式典に参加しております。

それから11月26日から27日は、安全安心の道づくりを求める全国大会が行われました。これで大体その大会を終わったわけですがけれども、各種大会総じて申し上げますと、自民党が少数与党になったということもあり、実は防災・減災国土強靱化予算がどうなるかということ、非常に全国の市町村長不安に思っておられます。今後5年間で、前は15兆円ですね、防災・減災国土強靱化事業の予算が組まれたところではありますが、今回は20兆円を超える予算を、中期予算を要求していこうということを決議をしているわけでもあります。当然、万江川の砂防事業もですね、土砂氾濫洪水対策事業もこの防災・減災国土強靱化事業を使いながらの事業でありますので、しっかり予算をつけていただきたく強く要望するところではありますが、大会総じてこの安心道づくり大会には、市町村長の本人出席が730名ございまして、非常に盛り上がった大会でございました。

それから11月28日、山江の中学生議会を行っております。例の未来学習を基にした一般質問を行っているわけでありまして、そのやり取りをさせてもらったということでもあります。

それから、次に28日でありますが、山江未来づくり協議会の第3回目の会議を行わせてもらいました。これは農村RMOの会議であります。議員の皆様方からも2名の方、代表としてこの協議会には参加いただきながらということではありますが、まとめのワークショップを行わせてもらっておりまして、それぞれ山江村の将来のあり方についてですね、それぞれ意見を交わしてもらいます。それぞれの意見がまとまりつつあるなあということを感じたところでもあります。追ってまた結果につきましては、議員の委員の方もおられますけれども、おつなぎをさせていただきたいと思います。

11月29日は熊本県防災危機管理トップセミナー、併せて、人吉球磨の創造的復興に向けた要望活動を行ったということでもあります。特に未来創造会議として、木村県知事が各地域をまわられるということになっております。それに併せて、またその未来創造会議の新しい基本計画が作られようとする中でですね、しっかり人吉球磨のいろんな今後の振興発展のための事業の明細をですね、書き留めてくれというような要望をしたところでもあります。

私のほうからはですね、県営工業団地なるものが八代市にできますけれども、この八代市に県営工業団地ができて、県のほうは県南振興として位置づけてあるようでもありますけれども、人吉球磨にとりましては、八代市にさらに人口を吸収されてしまうという危険性があるわけでありま

す。従いまして、人吉球磨においても県営の工業団地の設置が必要だということを個人的に申し上げたところでありますし、工業団地ができてその人材をしっかりと供給できなければいけないということもあります。特に半導体のTSMC、それから世の中はGX、DXの時代でありますので、高等専門学校の即戦力としての高専の設置ですね、特に半導体、DX、GXの専門的な人材を養成するそういう学校であれば、全国から募集ができるというようなことで、当然県営工業団地に進出してくる企業もですね、そういう専門的な企業がくるというようなことを2点申し上げさせていただきます。

それから12月1日については、年金者連盟山江分会の総会とありますが、役場OBの会の年金者連盟の総会に参加してきました。

12月2日につきましては、8回目をかぞえますJR肥薩線再生協議会であります。これは今年の春に既に三者合意といいますか、国とJRと熊本県で鉄道にて復活するということは決定いたしております。さらにことを進めるために、将来はですね、法定協議会ができますので、そういうことに向けての再生協議会が行われたということでございます。

それから12月3日、4日につきましては、万江川大規模特定砂防事業要望、いわゆる万江川土砂氾濫洪水対策事業が10年間で60億円程度投資されますけれども、県の事業でありますのでこの要望活動を行ったということであります。熊本県より村山土木局長、それから砂防の堤課長、それから球磨振興局の大和部長をはじめ山江村の蕨野課長も一緒にですね、県選出の国会議員であります金子、松村、馬場先生、そして水管理局の藤巻局長をはじめ砂防部長、それから保全課長のほうに、これは先ほど申し上げました防災のですね、防災・減災国土強靱化事業の予算でありますから、しっかりその予算をつけていただくよう強く要望をしたところであります。

それから昨日であります、山江村再生可能エネルギーゾーニング計画、先般、当初、冒頭申し上げました経過検討委員会の2回目を開催しております。1月にもう一回開催いたしまして、ゾーニングマップが、いわゆる区分けの地図ができ上がるということになっております。

以上、諸般の報告と所管を申し上げましたが、本日村長提案の議案につきましては、専決処分事項承認案件が1件、同意案件が1件、諮問案件が1件、同文議決案件が1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が5件、公共工事請負契約の締結案件が2件、令和6年度補正予算案件が5件の合計18件となります。どうぞ慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願いを申し上げ、あいさついたします。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） これで村長の行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 選挙第1号 選挙管理委員および補充員の選挙について

○議長（森田俊介議員） 日程第5、選挙第1号、選挙管理委員および補充員の選挙についてを議題とし、選挙を行います。

この選挙は、令和6年12月22日をもって山江村選挙管理委員および補充員の任期が満了になるため、地方自治法第182条第1項および第2項の規定により、山江村選挙管理委員および補充員を選挙するものであります。

地方自治法第182条第1項及び第2項を朗読します。

第120条第1項、選挙管理委員は選挙を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な権威を有する者のうちから、地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

第2項、議会は前項の規定による選挙を行う場合において、同時に同項の規定をするものうちから、委員と同数の補充員を選挙でしなければならない。補充員がすべてではなくなったときもまた同様とする。以下は省略します。

お諮りします。この選挙方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名選挙の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。

それでは指名いたします。山江村選挙管理委員は、山江村大字万江丙71番地、谷川安照氏、山江村大字山田乙1275番地4、宮田憲男氏、山江村大字万江甲860番地、豊永やすよ氏、山江村大字山田乙928番地、内田直美氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。ただいま指名しました谷川安照氏、宮田憲男氏、豊永やすよ氏、内田直美氏、以上の方が山江村選挙管理委員に当選されました。

次に、山江村選挙管理委員補充員には、第1順位、山江村大字万江甲961番地1柳野団地A6号室、中村和則氏、第2順位、山江村大字山田甲1918番地、谷川正一郎氏、第3順位、山江村大字山田乙2521番地2、前田勝則氏、第4順位、山江村大字万江乙270番地、橋本文代氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しましたが、選挙管理委員補充員の当選者と定めることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。

ただいま指名しました、第1順位、中村和則氏、第2順位、谷川正一郎氏、第3順位、前田勝則氏、第4順位、橋本文代氏、以上の方が順位のとおり山江村選挙管理委員補充員に当選されました。

以上で選挙第1号、山江村選挙管理委員および補充員の選挙については終わります。

お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を11時といたします。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

-----○-----

日程第 6 発委第 3 号 山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第 6、発委第 3 号、山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、委員長の説明を求めます。

議会運営委員長、赤坂修議員。答弁席からお願いします。

○議会運営委員長（赤坂 修議員） 発委第 3 号、令和 6 年 1 2 月 1 0 日、山江村議会議長、森田俊介様。提出者、議会運営委員長、赤坂修。

山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 0 9 条第 3 項第 2 号及び山江村議会会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により提出いたします。

提案理由といたしましては、個人情報保護法の改正に伴い、山江村議会の個人情報保護に関する条例を一部改正する必要があるため提案するものであります。

2 枚目に改正する条例、3 枚目に新旧対照表を添付しております。なお、この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行することとしております。以上でございます。

-----○-----

日程第 7 承認第 1 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和 6 年度山江村一般会計補正予算（第 4 号））

○議長（森田俊介議員） 日程第 7、承認第 1 1 号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和 6 年度山江村一般会計補正予算（第 4 号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第 1 1 号をご説明申し上げます。

専決処分事項の承認を求めることについてでございます。地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。令和 6 年 1 2 月 1 0 日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治といたしております。

提案理由でございますが、衆議院議員総選挙に係る経費について、緊急に予算措置する必要があるために、令和 6 年度山江村一般会計補正予算（第 4 号）を専決処分させていただいたものであります。

1 枚開けていただきますと、専第 1 1 号、専決処分書であります。1 0 月 2 日に専決処分させてもらっております。

次に、専決処分の予算であります。令和 6 年度山江村一般会計補正予算（第 4 号）でございます。令和 6 年度山江村の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 5 1 万 2,0 0 0 円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 1 億 6,8 4 3 万 3,0 0 0 円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の

金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。10月2日に専決をさせてもらっております。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、専第11号について説明いたします。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入ですが、款14、国庫支出金につきましては、衆議院議員総選挙に伴いまして、451万2,000円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に451万2,000円を追加いたしまして、51億6,843万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出ですけれども、款2、総務費につきましては、衆議院議員総選挙に伴います事務経費など467万2,000円を追加するものであります。款12、予備費を16万円減額いたしまして、歳出合計、補正前の額に451万2,000円を追加しまして、51億6,843万3,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第8 同意第2号 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介議員） 日程第8、同意第2号、山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、同意第2号についてご説明申し上げます。

山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてでございます。

次の者を山江村固定資産評価員に選任したいので、同意を求めるというものでございます。本日提出でございます。

記として表を載せております。住所が山江村大字山田甲1389番地3、氏名が今村禎志、生年月日、昭和49年10月16日、就任年月日が令和7年1月1日としております。

提案理由でございますが、今村禎志氏を適任者と認め、選任するには地方税法第404条第2項の規定によりまして、議会の同意を得る必要があるために提案させていただくというものでございます。地方税法第404条第2項及び山江村税条例第76条の規定によりまして、固定資産を適正に評価するための固定資産評価員を、議会の同意を得て選任すると規定をされております。今回、現評価員であります迫田教文氏、迫田課長であります、人事異動によりまして辞任届が提出をされております。新たに今村禎志税務課長を固定資産評価員に選任したいということでありますので、議会の同意を求めるというものでございます。

-----○-----

日程第9 諮問第1号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（森田俊介議員） 日程第9、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは諮問第1号についてご説明申し上げます。

山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてでございます。

山江村人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求めるというものでございます。本日提出であります。

記といたしまして表を掲げておりますが、住所が山江村大字山田乙922番地2、氏名、氏名が稲田千代香、敬称を略しました。生年月日は昭和36年4月22日であります。

提案理由は、現委員の任期満了に伴いまして、新たに稲田千代香氏を適任と認め、推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるというものでございます。

現委員であります嶋原美津子氏が、令和7年3月31日をもって任期満了となります。それに伴いましてご辞退をされたということでございます。従いまして、後任に稲田千代香氏を適任と認め、推薦をしたいということであります。

つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。これにつきましては、法務大臣が人権擁護委員を委嘱するに当たっては、市町村長が人権擁護委員にふさわしい地域の候補者を選びまして、議会の意見を聞いた上で法務局へ推薦をするということになっております。

稲田千代香氏は、昭和55年3月に熊本県立人吉高校を卒業されております。卒業後は京都国際ホテル、山江村の臨時職員、生活協同組合くまもと、山江村社会福祉協議会等に勤務をされておられました。訪問看護員の資格も持っておられるということでありまして、住民ボランティアとして積極的に介護予防生活支援サービス事業にも参加をされております。人権擁護委員の選任といたしましては、親しみやすさ、誠実さ、人権侵害を許さない正義感、気軽に相談できる方、また救済の立場にたつ人を選ぶことが大切だと考えているところでございます。

従いまして、同氏を責任者と認め、推薦をしたいので議会の意見を求めるというものでございます。よろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第10 議案第47号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（森田俊介議員） 日程第10、議案第47号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第47号についてご説明申し上げます。

熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和7年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由につきましては、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚めくっていただきますと一部を変更する規約でございまして、一番最後のページには新旧対照表を添付してございます。この議案につきましては同文議決でございます。熊本県市町村総

合事務組合の構成団体であります山鹿市が今年度限りで交通災害事務から脱退をするということに伴いまして、本規約の一部を変更するというものでございます。施行日につきましては、令和7年4月1日とするものでございます。

-----○-----

日程第11 議案第48号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（森田俊介議員） 日程第11、議案第48号、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第48号についてご説明申し上げます。

人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定によりまして、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務を変更し、人吉広域行政組規約（平成元年熊本県指令地第24号）の一部を次のとおり変更するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと一部を変更する規約を掲げておりますし、最後のページ、新旧対照表を添付させてもらっております。この議案もですね、同文議決でございます。人吉球磨広域行政組合では、国が進める広域行政圏推進の一環として、ふるさと市町村計画に基づきまして、ふるさと市町村圏基金を活用し事業を展開しておりました。平成20年度に総務省が、広域行政圏施策を廃止しましたけれども、当組合は、ふるさと基金の管理運用を継続していたことによりまして、ふるさと市町村圏基金についての規約は存続していたということであります。しかし、令和5年度をもって基金を活用した事業が終了した、いわゆる基金がなくなりましたので、規約にうたっておりますふるさと市町村圏基金についての該当する条文を削除させてもらうというものでございます。施行日につきましては、現在、広域行政組合が県と協議中であるために、知事の許可のあった日からさせていただくというものでございます。

-----○-----

日程第12 議案第49号 山江村電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第12、議案第49号、山江村電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第49号についてご説明申し上げます。

山江村電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。山江村電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提案でございます。

提案理由でございますが、電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関して、新たに条例を制定する必要があるために提案をさせていただくというものでありまして、1枚めくっていただき

ますと、3枚の条例を添付しておりますけれども、この条例の内容につきましては、現在整理を進めております電気自動車用急速充電器でありますけれども、これを適正に管理するために、新たに条例を制定させてもらうというものでございます。

条例の内容といたしましては、24時間使用をでき、1回当たり使用料は30分で600円、20分で400円、10分で200円といたしております。使用料の納入方法は課金システムといたしまして、指定した口座から引き落とされる仕組みとなっております。附則といたしまして、令和7年2月1日より施行するというものでございます。

-----○-----

日程第13 議案第50号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第13、議案第50号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第50号についてご説明申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴いまして、関係する条例を整備する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けてもらいますと、2枚の条例を添付しておりますし、その次のページから新旧対照表も添付させてもらっておりますが、この条例につきましては、上位法であります刑法の一部改正でございます。懲役、禁錮の表現が拘禁刑という表現に改正されるということに伴いまして、関係する三つの条例を整備するというものでございます。附則といたしまして、刑法等一部改正法の施行日であります令和7年6月1日から施行するものであります。ただし、経過措置としまして、施行前の行為については、従前の例によるというものでございます。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思いますので、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。11時30分から行いますのでよろしくお願いします。

-----○-----

休憩 午前11時20分

再開 午前11時24分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第14 議案第51号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第14、議案第51号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第51号についてご説明申し上げます。

山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、人事院勧告及び熊本県人事院委員会勧告に準じた改正を行うに当たり、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、条例の一部を改正する条例として、行政職給与表を掲げております。この議案でありますけれども、民間給与との格差を埋めるために、人事院勧告及び熊本県人事院委員会勧告に準じまして、上位法である一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正させてもらうというものでございます。

内容といたしましては、月例給を平均2.76%、初任給を高卒で2万1,400円、大卒で2万3,800円及び期末勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げるというものでございます。施行日につきましては、公布の日からとし、令和6年4月1日より適用するというものでございます。

-----○-----

日程第15 議案第52号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第15、議案第52号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第52号についてご説明申し上げます。

山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村税条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、納税者の便益及び税負担の平準化を図るに当たり、納期について本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせてもらうというものでございます。

1枚めくってもらいますと一部を改正する条例で、最後のページ、新旧対照表を添付しておりますけれども、軽自動車税につきましては、4月1日を賦課期日として、賦課期日基準日としておりますけれども、年度初めの異動等に伴いまして軽自動車の名義変更が多くみられるために、確認期間を確保し、適正課税と適正収納を徹底するために、納期限を4月30日といたしておりましたが、5月31日に変更させてもらうというものでございます。村県民税につきましては、6月を第1期とする偶数月の4期、固定資産税につきましては、7月を1期とする奇数日の4期と定めまして、納税いただく皆様にもわかりやすくパターン化し、適正収納を図るというものでございます。なお、本条例は、令和7年4月1日から施行し、令和6年度分の各税目については従前の例によるものといたしております。

-----○-----

日程第16 議案第53号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第16、議案第53号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第53号についてご説明申し上げます。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、納税者の便益及び税負担の平準化を図るに当たり、納期について本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚めくってもらいますと一部を改正する条例でございますし、最後のページ、新旧対照表を掲げておりますが、この議案につきましては、現在国民健康保険税は所得割額に応じた年額の保険料を算出いたしまして、10期に分割して納入をいただいているところであります。本改正に伴いまして、新たに12月期を追加いたしまして、納期を11期に増やすことで、納税者の1期当たりの負担額軽減を図るというものでございます。本条例は、令和7年4月1日から施行し、令和6年度分の国民健康保険税については従前の例によるものとしております。

-----○-----

日程第17 議案第54号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第17、議案第54号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第54号についてご説明申し上げます。

山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるために提案させていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと一部を改正する条例であります。最後のページ、新旧対照表を添付しております。この議案につきましては、いわゆる上位法が改正されたということに伴います改正でございます。令和6年12月2日より従来の保険証からマイナ保険証に切り替わったということでございます。条例の罰則に関する条文の部分について、文言等の改正が必要となりましたので、提案をするというものでございます。施行日につきましては、公布の日とし、令和6年12月2日より適用するというものでございます。

-----○-----

日程第18 議案第55号 公共工事請負契約の締結について

○議長（森田俊介議員） 日程第18、議案第55号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第55号についてご説明申し上げます。

公共工事請負契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負契約を締結するものとするというものでございます。本日提出でございます。

記としてその内容を表に書いておりますが、工事名につきましては、令和6年度林道向鶴線改良工事でございます。事業量が、林道法面改良工事施工延長が150メートル、切土法面整形が184.3平方メートル、モルタル吹付工につきましてが377.9平方メートル、植生ネット張工が43.7平方メートル、簡易法枠工であります。モルタル吹付及び植生基材吹付でありますけれども、これが1,707.6平方メートルでございます。契約金額につきましては、5,390万円でございます。契約の相手方ですが、熊本県球磨郡山江村大字万江甲1049番地1、株式会社中央設備代表取締役、林田啓一、敬称略しました。入札の方法は指名競争入札でございます。

提案理由でございますが、この工事請負契約の締結につきましては、山江村議会の議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

工事の中身でありますけれども、令和2年7月豪雨災害の復旧工事を行いました林道向鶴線の法面を改良するというものでございます。当初から法面の地盤状況が悪くて、落石、崩土等が発生しておりましたので、昨年度から法面の改良工事を施工しているところでございます。本工事が残りの部分を改良するというものでございます。

昨年度も申しておりますけれども、林道に面する山腹については、県による治山工事が行われているほか、下部には林道葛線も通っており、災害復旧工事ができない状況であるために、村において工事を行うというものでございます。工法といたしましては、切土、傾斜地の地面を削り平にするということを行いまして、法面を整形し、簡易法枠工植生ネットを付設するというものでございます。財源につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を充てるということにいたしております。11月21日に入札を行いまして、11月25日に仮契約をいたしております。本契約締結につきましては、議会議決後に行うというものでございます。

-----○-----

日程第19 議案第56号 公共工事請負契約の締結について

○議長（森田俊介議員） 日程第19、議案第56号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第56号についてご説明申し上げます。

公共工事請負契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負契約を締結するものとするというものでございます。本日提出でございます。

記としてこれも表を掲げておりますが、順次読み上げさせていただきます。工事名につきましては、令和6年度宇那川浚渫工事でございます。事業量につきましては、施工延長が505メートルでございます。第1工区につきましては450メートルございまして、掘削、運搬、整地とも13,182立方メートルでございます。第2工区につきましては、延長55メートルございまして、掘削、運搬、整地とも501立方メートルでございます。工事用道路の延長11メートルであります。契約金額につきましては6,270万円でございます。契約の相手方が、熊本県球磨郡山江村大字万江甲1049番地1、株式会社中央設備代表取締役、林田啓一氏でございます。

す。入札の方法が指名競争入札でございました。

提案理由でございますが、この工事請負契約の締結については、山江村の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

この工事につきましては、村管理河川であります宇那川の河道内にですね、大量の土砂が堆積しているために、浚渫工事を施工するというものでございます。1工区につきましては、吐合バス付近から上流の450メートル、2工区につきましては、一子野橋付近から下流の55メートルで、全体施工延長505メートル、全体土量が13,683立米を掘削するというものでございます。この事業につきましては、緊急浚渫推進事業債を活用するものでございまして、工期につきましては、契約の締結日の翌日から令和7年3月28日を予定いたしております。以上でございます。

-----○-----

日程第20 議案第57号 令和6年度山江村一般会計補正予算（第5号）

○議長（森田俊介議員） 日程第20、議案第57号、令和6年度山江村一般会計補正予算（第5号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第57号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村一般会計補正予算（第5号）でございます。令和6年度山江村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるというものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,540万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,383万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正でございますが、第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。山江村長といたしております。内容のほうにつきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは議案第57号について説明いたします。

2ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、款14、国庫支出金につきましては、子どものための教育保険給付費交付金や子ども・子育て支援交付金など、2,323万1,000円を追加するものでございます。款15、県支出金は、子どものための教育保険給付費交付金や球磨川流域復興基金交付金など、1,921万9,000円を追加するものであります。款18、繰入金は、仮設住宅利活用事業や石蔵拠点整備事業の用地立木伐採処分委託料の財源といたしまして、ふるさと応援基金や村有施設整備基金などからの繰入金、1,705万円を追加するものでございます。村債につきましては、農道上板野線補修工事に伴います防災対策事業債など、1,590万円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に7,540万円を追加いたしまして、52億4,383万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございますが、主なものについて説明いたします。款2、総務費につきましては、給与改定によります人件費や石蔵拠点整備事業の用地立木伐採処分委託料など、2,329万2,000円を追加するものでございます。款3、民生費は、保育園等に給付する施設型給付費など、4,338万5,000円を追加するものでございます。款5、農林水産業費につきましては、農道上板野線補修に伴います測量設計委託料や、工事請負費など、2,600万3,000円を追加するものでございます。款6、商工費は、丸岡公園に整備する仮設住宅利活用事業に伴いまして、設計監理委託料や工事請負費など1,702万2,000円を追加するものでございます。款7、土木費は人件費や公営住宅の修繕料など、387万3,000円を追加するものであります。款8、消防費は、備蓄倉庫の購入費など、714万4,000円を追加するものでございます。款9、教育費につきましては、人件費や学校施設の光熱水費など、906万2,000円を追加するものでございます。

4ページをお願いします。款12、予備費を5,403万5,000円減額いたしまして、歳出合計、補正前の額に7,540万円を追加いたしまして、52億4,383万3,000円とするものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。1、追加でございますが、起債の目的、農道補修事業、限度額を1,500万円とするものでありまして、起債の方法、利率、償還の方法は記載してあるとおりでございます。

続きまして、2、変更でございますが、起債の目的、電気自動車等購入事業、補正前の限度額1,090万円を補正後の限度額1,180万円とするものでございまして、補正後の記載の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第21 議案第58号 令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）

○議長（森田俊介議員） 日程第21、議案第58号、令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第58号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）でございます。令和6年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ223万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,553万7,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは、議案第58号につきましてご説明いたします。

2ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましてご説明いたします。款3、国庫支出金につきましては、国保資格確認書交付対応に関するシステム改修費に係ります

補助金 223 万 7,000 円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に 223 万 7,000 円を追加いたしまして、3 億 9,553 万 7,000 円とするものでございます。

次に、3 ページをご覧ください。歳出につきましてご説明申し上げます。主なもののみご説明申し上げます。款 6、保健事業につきましては、人事院勧告に伴います人件費として 26 万 5,000 円を追加するものでございます。款 10、予備費に 193 万 6,000 円を追加いたしまして、歳出合計、補正前の額に 223 万 7,000 円を追加いたしまして、3 億 9,553 万 7,000 円とするものでございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第 22 議案第 59 号 令和 6 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）

○議長（森田俊介議員） 日程第 22、議案第 59 号、令和 6 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第 59 号についてご説明申し上げます。

令和 6 年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）でございます。令和 6 年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38 万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 9,784 万 2,000 円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは議案第 59 号につきましてご説明申し上げます。

2 ページをご覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入につきましてご説明いたします。款 7、繰入金につきましては、事務費に係ります一般会計からの繰入金 38 万円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に 38 万円を追加いたしまして、5 億 9,784 万 2,000 円とするものでございます。

次に、3 ページをご覧ください。歳出、主なものにつきましてご説明申し上げます。款 4、地域支援事業費につきましては、人事院勧告に伴います人件費として 74 万 3,000 円を追加するものでございます。款 8、予備費から 74 万 3,000 円を減額いたしまして、歳出合計、補正前の額に 38 万円を追加いたしまして、5 億 9,784 万 2,000 円とするものでございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第 23 議案第 60 号 令和 6 年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（森田俊介議員） 日程第 23、議案第 60 号、令和 6 年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第60号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第3号）でございます。総則でございます。第1条、令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

収益的支出の補正でございますが、第2条、令和6年度山江村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、簡易水道事業費用を533万5,000円を追加いたしまして、支出総額を1億1,290万6,000円とするものでございます。

資本的支出の補正でございます。第3条、予算第4条本文括弧書き中ですね、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,012万5,000円は、引継金911万5,000円、当年度損益勘定留保資金2,101万円で補填する」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,082万1,000円については、引継金1,304万9,000円、当年度損益勘定留保資金1,777万2,000円で補填する」に改めまして、資本的支出の予定額を次のとおり補正するというもので、資本的支出を15万円追加いたしまして、支出総額を7,777万2,000円とするものでございます。

特例的収入及び支出、第3条の2、予算第4条の2を次のとおり改めるものでございまして、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する再建及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ533万2,000円及び1,585万5,000円であるとするものでございます。本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第60号についてご説明いたします。

2ページをお開きください。令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画、収益的支出でございます。支出、款2、簡易水道事業費用、補正前の額に各施設の光熱水費など営業費用を533万5,000円追加し、支出合計1億1,290万6,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算実施計画、資本的支出でございます。支出、款4、資本的支出、補正前の額にメーター器購入分として、固定資産購入費15万円を追加し、支出合計7,777万2,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第24 議案第61号 令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

○議長（森田俊介議員） 日程第24、議案第61号、令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは議案第61号についてご説明申し上げます。

令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）でございます。総則でございます。第1条、令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

収益的支出の補正でございますが、第2条、令和6年度山江村農業集落排水事業会計予算、

第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するもので、農業集落排水事業費用を89万3,000円追加いたしまして、支出総額を1億3,584万6,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出でございます。第3条、予算第4条本文括弧書き中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,397万1,000円は、引継金1,693万8,000円、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額22万7,000円、当年度損益勘定留保資金2,286万2,000円、当年度純利益394万4,000円で補填することとする」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,477万1,000円は、引継金1,774万4,000円、当該年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額18万6,000円、当年度損益勘定留保資金2,286万2,000円、当年度純利益397万9,000円で補填することとする」に改めるといふものでございます。

特例的収入及び支出でございます。第3条の2、予算第4条の2を次のとおり改めるもので、第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ325万円及び2,467万8,000円であるとするものでございます。

利益剰余金の処分、第4条、予算第10条を次のとおり改めるもので、第10条、当年度未処分利益剰余金のうち397万9,000円は次のとおり処分するものと定め、資本的収支不足額に対する補填額とするものでございます。以上、本日提出でございます。内容につきましては建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは議案第61号についてご説明いたします。

2ページをお開きください。令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算実施計画、収益的支出でございます。支出、款2、農業集落排水事業費用、補正前の額に各施設の光熱水費など、営業費用を89万3,000円追加し、支出合計1億3,584万6,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第25 議員派遣の件

○議長（森田俊介議員） 日程第25、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第126条の規定により、お手元に配付しております内容で議員を派遣するものです。これで提案理由の説明は終わりました。

また、6月議会定例以降、陳情書等が1件提出され、議会へ届いております。この件につきましては、それぞれ議員各位へ資料配付とすることといたします。

以上で、本日の日程は終了しましたので、散会いたします。

ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後0時01分

第 2 号

1 2 月 1 1 日 (水)

令和6年第6回山江村議会12月定例会（第2号）

令和6年12月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1

一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白川俊博 議員

2番 北田愛介 議員

3番 本田りか 議員

4番 中村龍喜 議員

5番 赤坂修 議員

6番 横谷巡 議員

7番 立道徹 議員

8番 西孝恒 議員

9番 久保山直巳 議員

10番 森田俊介 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高橋忍 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山慶治 君

副 村 長

教 育 長 藤本誠一 君

総 務 課 長 平山辰也 君

税 務 課 長 今村禎志 君

企画調整課長 清永弘文 君

産業振興課長 松尾充章 君

健康福祉課長 山口明 君

建 設 課 長 蕨野昭憲 君

教 育 課 長 迫田教文 君

会 計 管 理 者 尾方路美 君

農業委員会事務局長 一二三信幸 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

本日、村長より議案について事件に訂正請求の申し出がありますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） おはようございます。今日は一般でございます。よろしくお願いします。

本日早朝より、担当課より数字の誤りがあったというような報告を受けて、議長あてに事件の訂正請求書を提出させていただきました。お許しを得ましたのでご説明を申し上げさせていただきます。

内容につきましては、令和６年１２月１０日に提出した事件について、次の理由により訂正したいので、山江村議会会議規則第１９条第２項の規定により請求をさせていただくというものでございます。

記として、その内容を記しておりますけれども、１、件名が、議案第６０号、令和６年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第３号）でございます。

２、理由につきましては、本文中及び表中に誤りがあったためといたしております。訂正の内容ですが、１ページ第３条本文中としております。あと表にしておりますので表の方がわかりやすいと思いますので、そちらのほうで説明しますが、訂正前が、不足する額３,０８２万１,０００円を訂正後、３,０８４万１,０００円とするものでございます。また、当年度損益勘定留保資金１,７７７万２,０００円を１,７７９万２,０００円、いずれも２万円の訂正をするものでございます。

次に、４ページ表中、４、総経費の中でありまして、これも表により説明いたしますが、訂正前、既決予定額１,６５３万６,０００円を訂正後、既決予定額１,６５５万２,０００円に、計の１,７８１万５,０００円を１,７８３万１,０００円に、いずれも２万円の訂正でございます。

以上、お詫びして訂正申し上げますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

-----○-----

日程第１ 一般質問

○議長（森田俊介議員） 本日は、会期日程第２日目、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、５名の議員からの一般質問通告がなされております。通告順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁を合わせ６０分といたしますが、質問をされる議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って、適切な質問をしていただきますよう要望します。また、質問の際に、答弁の繰り返しにならないようご注意ください。一方、執行部におかれましては、簡潔にわかりやすく答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに６番、横谷巡議員より、１．高齢者への補聴器購入助成について、２．石蔵活用拠点整備事業の持続的活性化についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。

横谷 巡議員の一般質問

○6番（横谷 巡議員） おはようございます。今年最後の議会定例会であります。その冒頭、トップバッターとして一般質問を行います。議長のお許しをいただきましたので、随時6番議員から一般質問をさせていただきます。

暑い日が続いた気候から急に寒くなり、一気に12月となりました。春と秋の期間が短く、夏が長く冬が寒い二つの季節になってしまったような感じがいたします。この影響からか村の特産であります栗の収穫や米などの農作物の収量、品質などに深刻な影響が生じ、今後の気候変動が大変心配されるところです。

また、10月の衆議院議員選挙の結果は、政治の大変動に直面し、政局の流動化により政策の停滞が懸念されますが、地方が直面する課題、地方創生の政策が力強く推進され、私たち地方行政に影響が出ないことを願うところでございます。

通告しています質問事項は、一つ、高齢者へ補聴器購入助成について、一つ、石蔵活用拠点整備事業の持続的な活性化についてであります。

まず、高齢者への補聴器購入助成についてであります。高齢者の増加とともに高齢者の耳の不自由な方を見受けます。加齢による聴力の低下を放っておくと生活・暮らしに不便を生じ、周りとの会話にうまく参加できず、コミュニケーションをとることが困難になり、孤立する原因にもなります。また、外出先でも危険な目に遭ったり、災害発生時の警報に気づかない可能性もあります。このようなことを防ぐためにも感度の良い補聴器を着けて、安全に暮らすことが必要ではないでしょうか。

そこで次の3点について伺います。耳が聞こえにくくなって困っている高齢者がどのくらいおられるのか、実態調査の考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それでは、横谷議員のご質問にお答えいたします。聴力に特化した実態調査につきましては、現在実施しておりませんが、包括職員による訪問での聞き取り調査にはなりますが、その中の項目に聴力に関するものがございます。これによりますと訪問全体の約20%の方が、これは訪問時の気候や時間帯等のタイミングにもよりますが、老化により声が聞き取りにくいなどの症状があったと報告を受けているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 確かにですね、人数は少ないと思います。しかし、不便を生じていらっしゃる方がどのくらいおられるのかなという調査は必要ではないかなということでお尋ねをしたところです。特定健診において、65歳以上の方や後期高齢者に聴力検査を実施したらどうかと考えますが、このことについてはどうでしょうか。

○議長（森田俊介議員） 山口健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 明君） それではお答えいたします。特定健診ではなく集団検診の自由オプションとして追加することは可能ではございます。しかしながら、検査するための静かな場所の確保、あくまでも住民健診はスクリーニングの一環として実施しておりますので、精密な検査につきましては、専門機関での受診が必要となります。また、人間ドックにおいて聴力検査が項目

に入っている医療機関がありますので、気になる方につきましては、そちらでご自身の聴力を確認することはできます。

今後集団検診のオプションとして項目を追加する場合、どのくらい受診しようと考えておられる方がいらっしゃるかなど、希望が多かった際は検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） これは検討課題だと思いますが、本当に地区の集まりとかお年寄りの中に行きますと、耳が聞こえない人が結構多いんですよ。そして買った人に聞くと20数万したけんこれは大変ですばいということをお年寄りからいろいろ伺いましたものですから、やっぱりこれは補聴器は必要なあということを感じたところです。難聴児には補聴器購入の助成がありますが、高齢者への補聴器購入費の一部助成でもできないか伺います。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） この件につきまして予算のことですので、私のほうからお答えいたします。熊本県内において補助をしている町村であります、4町1村があるそうであります。当村につきましては、今のところ補助はもちろんしておりませんが、聴力を取り戻すといえますか、高齢者の方々は高齢化でたくさん多くなっておりますので、介護予防の面からですね、非常に重要であろうかと思えます。

先ほど課長のほうから集団健診のオプションも考えるということでありましたけれども、1人当たり385円という値段でありますし、是非聴力に不安を持つ方、高齢者の方はそういう健診を受けていただきながら、そういう方々がたくさんおられて、本当に課題として見えてきたということであれば、しっかりその予算化も考えていきたいと思っております。

今のところそういう方からですね、要望や問い合わせはあっていないという状況でありますけれども、注意深く聴力がうすい人といえますか、悪い人の様子も伺っていききたいと思えます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） よろしく今後課題として検討いただきますようお願いいたします。

次に、村にとっては大きなプロジェクト事業でもありますし、この石蔵活用拠点整備事業の持続的な活性化について質問をいたします。

この本事業につきましては、9月議会にて北田議員からも目的、効果等について質問がっております。中には重複する部分もあろうかとは存じますが、ご了承願いたいと思えます。

既に石蔵活用拠点整備事業の検討委員会において、新たな価値、創造による産業、産業振興等賑わい創出によって、活性化するための議論が重ねられ、基本計画のまとめの作成段階だと思えます。石蔵活用とやまえ栗による産業振興を核とした賑わい創出を図る拠点整備事業だけでは、多様な人々を広く誘引することは難しく、本村が持つ特有の人的文化資源の活用を付加して活性化を図ることが必要ではないかと考えます。

今、和栗の生産加工販売は、産地間の競争が激化しており、一過性でなく持続的に賑わいを創出し、村内外から多くの人々を引きつけ、山江村の顔、目玉となり、栗の村にふさわしい拠点整備事業とするためにも、国の生産量確保の本気度と、誰もがうなるような商品化を目指すことが最優先すべき課題ではないでしょうか。また、新たな次代を担う人材の価値、創造を生み出す拠

点として、本村の先駆的な取り組み実践の教育、歴史・文化を生かすことや、多くの人々がくつろぎ、憩いの場などを付加して、移住等の地域活性化につなげられないかとも考えるところでございます。

そこでまず石蔵活用拠点整備事業計画地の用地交渉の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。用地交渉の進捗状況につきましては、令和6年6月議会において、公有財産購入費立木補償費のほうをお認めいただきましたので、地権者と改めて用地について交渉をさせていただきました。6月下旬に購入金額について協議した結果、ご内諾をいただきましたが、購入面積が3,000平米を超えることから、熊本県が開催する農業会議に諮る必要があるため、7月以降は石蔵活用拠点整備基本計画策定に向けての協議の中で、土地の利活用方法について具体的な検討を進めながら、各種申請書類の作成を努めたところでございます。11月に山江村農業委員会へ農地転用手続の申請書を提出し、12月3日には地権者とともに現地調査に立ち会ったところでございます。ここまでが進捗状況となります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 事業を計画する上において、やはり用地確保が一番ですよね。地権者の方が一応内諾をいただいているということであれば、この事業の今後の推進に大きな成果ではないかなと思っております。

次に通告しています新たな村づくりの位置づけについての村長の考えにつきましては、一般質問の一番最後に村長の見解を伺いますので、よろしくお願いします。

本事業が一過性でなく持続的に活性化をはたしていくための栗の生産量確保、商品化についてであります。やまえ栗産業の拠点として賑わいを創出するには、現状の栗生産量では先行きが不安視され、10年後の生産量を倍増にするなどの生産基盤の確立が不可欠であり、その実践が本事業による新たなむらづくりの起爆剤になると考えます。

今年は非常に異常気象による温暖化での高温障がい等の影響で、本村の特産の栗も収量が不作のようでしたけれども、今年の栗の生産量はいかほどだったのかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは横谷議員のご質問にお答えいたします。

本年度のやまえ栗の収穫量というご質問でございますけれども、栗の生産量につきましては、ここ数年100トン前後で推移をしております、令和4年度は120トンということで、だいぶ増産体制に入ってきたかなということで感じておったわけですが、令和5年度、昨年度は75トンということで、一気に生産量が下がったという現状でございます。

令和6年、本年につきましては、JA出荷量、村内の事業所への出荷量と、あと栗まつりの生栗販売、また100人委員会等での栗の販売、自主流通等を含めまして約72トンということで、前年比から比較しますと96%ということでございます。

議員が申されましたように、やはり成長期におきまして高温や少雨傾向があったということで、栗の成育にも何らかの影響がでたのではないかということで、このような収穫量となっているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 山江といえば栗の村であります。総合計画等でも当初は300トン、そして見直しで150トンとされていますけれども、2年続けて70トンということであれば、本当に栗の村として寂しい気がします。やはりこれをどのように増やしていくかが大きな課題でありますので、そこで農家の減少、それから生産者の高齢化、作業の効率化からも、栗栽培の平地への転換や気候変動に対応した新植、改植等を本格的に進めることによって、栗生産量の安定確保を図る施策の考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。今回整備をされる石蔵拠点整備事業につきましては、商業賑わいゾーンということで、やまえ栗を集出荷、また加工するスペースも建設されると伺っております。

現在、やまえ栗の増産体制につきましては、一般質問等でも何度もお答えをしておりますけれども、苗木や肥料の購入をはじめ、剪定作業やドローン防除に係る経費の一部を補助し、生産量の拡大に向けた支援を図っているほか、今年度予算にも計上しておりますけれども、樹園地の実態調査を実施し、効果的な樹園地の利活用の実現を目指しているところでございます。

また、議員が申されました平地への新植・改植ということでございますけれども、耕作放棄地になり得る水田等への栗を新植する実験も、以前も申しておりますが、熊本県でも既に実証実験をされておりますので、その結果をもとに希望される農家へ情報提供ができるかということも考えております。

異常気象による収穫品種の変化につきましては、成長期に先ほども申しましたけれども、高温、少雨傾向が続いており、特に早生品種の生産量が減少している傾向にあるため、関係機関の生産者の説明会や研修会におきましても、晩生の品種を増産する旨の指導があつておりまして、農家の方におきましても新植、改植、接ぎ木などで品種転換をされているところでございます。

以上のような取り組みを進めていくとともに、樹園地の集約、集積化を図りながら、生産量の増産に努め、安定確保につなげていきたいと考えております。去年、今年と70トンということでございますが、多分原因は異常気象のほうが原因だと思っております。生産面積等々も若干減少にはしていると思いますが、今年度調査を行いながら、どのような体制をとりながらというところも考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 本当に今、気候変動が激しくてですね、今、答弁がありましたように、早生系統は今後どうかなと、やっぱり晩生を中心にしたほうがいいかなと。生産者に聞きますと、筑波あたりが一番今はいいんじゃないかなという話も聞きます。やはり生産量を増やすことが一番うちの村にとっては今大事ですので、今後とも施策の展開をよろしく願いいたします。

今、全国の栗の産地では、栗まつりやモンブラン大会などの催しを行い、商品化、販売に躍起になっており、本村におきましても地理的表示、GI登録による商品の差別化要因の明確化、ブランドの方向性、販売戦略の検討を行い、モンブランをはじめとする栗スイーツ等の独自性で、魅力ある商品化によって販売商品を増やし、ふるさと納税やネット注文によって農家所得が増え、栗産業の振興を図ることができないか伺います。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。やまえ栗のブランド化や販売戦略とし

て、議員申されましたとおり、山江村ではやまえ栗まつりを行っております。この栗まつりでは、村外のスイーツ店にもご協力をいただきながら、スイーツフェスタの開催を行っているところで

す。

今回、石蔵拠点整備には、民間事業者からの参画も計画していることから、民間事業者と連携しながら、魅力あるやまえ栗の商品開発、販売に取り組むとともに、反響の多い商品ができました際には、ネット販売やふるさと納税の返礼品など、販売戦略として活用させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） やっぱりやまえの栗はよかばいと、誰もがうなるようなですね、魅力ある栗の商品化ができればですね、これによってふるさと納税が増えてきて、農家所得の向上とか地場産業の振興にもつながっていくのではないかと考えます。ちなみにふるさと納税の返礼品で一番多い商品は現在何かお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今年度、山江村ふるさと応援寄附金の中で最も多い返礼品でございますが、こちらは熊本県認定の共通返礼品となりますが、熊本黒毛和牛となります。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 和牛といった場合に、はたしてうちの村にあるのかどうか。やはり返礼品で村の特産である栗の商品が1番というのが、栗のむら山江の存在感、姿であろうと思います。是非ですね、このG I登録を機にですね、この石蔵拠点整備事業によってそのことを是非目指していただきたいと思います。

次に、教育、歴史、文化を生かす付加についてお尋ねをいたします。

未来の創造性を育み発揮し、次代を担う小中高児童生徒の成長をサポートする知と文化の共有を集積した図書の蔵書と、W i - F i と D X 化した未来型自主学習ができる学習席を有し、本村の子育て教育の実践が先駆的である特色を生かして、将来の夢に向かって集い、学び、ステップする学習エリアを設け、そこでの学習気運の高まりと成果が村内外の子育て世代の関心を誘引し、移住等の活性化となれるとは考えられないかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。石蔵活用拠点事業で整備を行う用地につきましては、面積に限りがありますが、村外からの観光客以外にも村内の児童生徒も含め、誰もが集える空間の整備を計画しております。また、拠点の近くには子育て世代も活用しています図書館、えほんの森もあることから、学習エリアの整備につきましては、石蔵活用拠点のほか既存施設の利活用なども含め、教育委員会と連携しながら広域的に検討できればと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、教育委員会の立場としてお答えしたいと思いますが、今のところですね、現在中高生を中心に、夏休みとか、それから期末考査とか中間考査とかですね、そういうテスト前になりますと多くの中高生が学習にきております。場所はえほんの森が中心ですが、多い場合には研修室等も開放して勉強をさせております。

今回の石蔵活用拠点事業は村の重要な施策であると思っております。その計画策定の中での検討が必要ではないかと思っております。先ほどもありましたようにですね、面積が限りがあるということでもありましたので、この石蔵活用拠点事業の本来の目的に沿って何ができるのか、教育委員会として何ができるのかなどをですね、しっかり見極めつつ、教育委員会としても担当課と連携しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 先般、村内で小中学校研究発表会がありました。そして関東からも遠いところは200数十名来ておられましたが、その中の人に意見聞くと、やはり最初に仕掛けておんなってからよかったですよ、あとからついてはだめですよ、そして内容を見てみて感銘いたしますと、非常に山江の教育のあり方に皆さんが関心持っておられます。ですから、これを人吉球磨の現状を考えたときに何をするかというと、やっぱり人なんですよ。ですから山江村がこれに力を入れたならば恐らく特色のあるむらづくりの一つになるかなという思いから、このことを今、質問させてもらっております。

子育て教育の村として、幼児・低学年の利用が多いえほんの森との一体化で充実を行い、将来を担う小中高児童生徒には、他の市町村にはない一步先を行く進化した学習エリア、環境を創出することによって、夢をかなえる場となり、そのことが呼び水となり、村の活性化につながればとの思いでもあります。

歴史民俗資料館や時代の駅等の歴史文化施設と連携を図り、大王神社、高寺院等の周辺の貴重な歴史ある文化財、文化遺産、そして己の信ずる布教で尊い殉教者となった、山田伝助の碑などを生かした回遊ルートや、広域的視点で、例えば相良藩を統一した山田城主、相良長統公の足跡に思いを馳せながらの回遊性の促進など、人と文化が行き交う歴史の道拠点にできないかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回整備を進めております石蔵活用拠点では、拠点を中心に文化財をはじめ地域資源等の連携も計画しております。広域的に連携することで、村内での来て・見て・食べて・買うことで、滞在時間を増やしながら地域経済の活性化につながられればと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、先ほどですね、企画課長のほうから連携ということがありました。ということで石蔵に来られた方がですね、資料館に来ていただいたり、あるいは、今度は反対に資料館等に来られた方が石蔵に行って楽しんでもらったり、あるいは周辺の文化財をですね、散策されるなど、石蔵を拠点とした山江村の文化財の周遊にもつながればいいということに思っているところでございます。しっかりと担当課とですね、連携を図りながら、このことにつきましてしっかりと検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） この歴史民俗資料館は人吉球磨で山江だけ一つですよ、人吉にもあるけれども球磨郡では一つです。やはりこれとの連携で、やっぱり村内、広域を視野に入れて、先ほど言いましたように人と文化が行き交う歴史の拠点、その石蔵活動拠点は目的がちょっと違いますけど、近くですからね、連携、一体化で、一体化でしないと決して賑いませんから、是非こ

の歴史の道拠点をしたらいかなという考えを持っています。

次に、多くの人々がくつろげる多世代交流の憩いの場等の付加についてであります。大人でも居心地がよい空間をつくり、役場等での要件帰りや子育て層の一服処として、特産やまえ栗モンブランなどのスイーツをたしなみながら、お茶やコーヒーが楽しめる多世代交流の憩いの場、カフェを設けることはできないか伺います。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） お答えいたします。石蔵活用拠点整備では、民間からの参画も進めており、特産物であるやまえ栗の加工品の販売に限らず、整備する拠点でやまえ栗を使ったスイーツを楽しめるような空間として、カフェの建設も検討を進めております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 人吉の若い女性の方に聞いてみました。「山江の特産は何か知っていませんか」と言うと「栗」と言いました。「その栗を使ってスイーツを作ってケーキとか出して、お茶とかコーヒーを飲みながらくつろげるカフェを造ったら来ますか」と、「そら来ますよ」と、人吉球磨にないんですねやっぱり、ちょっと距離的もいいし、そして、やっぱりいろんな人に聞くと、このカフェの期待というのは結構ありますから、今、人件費が要らないような、お茶、コーヒーなんかは良い自動販売機がありますから、そういうのを据えるとか研究すると、私はやっぱり役場に來られた方が、例えばまるおか号を待っている方、やっぱり大変ですね、よく見受けます。やっぱりその一服処があるとそこにおいてお茶飲みながらでも待っておられると、そういう集いの場が、拠点づくりができるのではないかなと考えております。是非このカフェはですね、実現に向かって検討いただければと思っております。

それから、計画にはあるかもしれませんが、子どもが走り回り、親子がふれ合い、遊びができる芝生広場、公園的スペースの整備はできないかお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回整備をする石蔵拠点の中には、コミュニティゾーンも設け、公園的なスペースも検討しております。子どもから高齢者まで、誰もが集える空間整備になるよう検討したいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） この公園的スペースは整備するということです、これは是非お願いしたいと思います。

やはり今回のこの大きな村の事業として、村民の方も大変どういふのがでくっただろかということで、よく耳に意見等をお聞きします。やはり現実、そして夢も大事、将来も大事ですので、やはり一時的に一過性で終わったらだめ、やっぱり持続的に活性化するにはどうするかでみんなが真剣に考えないと、事業だけつくってもですね、これがあとでちょっとしまったというようなことじゃだめですから、今の段階でしっかりと大きなプロジェクトを成功させるためには、みんなが知恵を出し合ってですね、良い方向に持っていかないと、せっかくの栗を中心としたこの石蔵活用拠点整備事業が、本当に心配するところですね、是非成功してほしいということから、今回このようなことで、提案も含めて申し上げているところであります。

今まで栗の生産量確保と商品化、教育、歴史、文化の活用、憩いのカフェ、ふれ合い広場の設置などについて伺ってまいりました。最後に、これは村長に伺いますけれども、石蔵活用拠点整

備事業のこれからの新たなむらづくり、これに向けての位置づけについて、どのようなお考えをお持ちか見解を伺います。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） ご答弁申し上げます。この山江村の石蔵活用拠点整備事業でありますけれども、この事業につきましては、かつてない山江村の大きなプロジェクトになろうかと思っております。その準備を着々と今、進めさせてもらっているところであります。議員各方面から質問いただきましたこと、大変そういう大きなプロジェクトについて、また提案もいただきましたことを心から感謝を申し上げたいと思います。

まず、この石蔵活用拠点でありますけれども、石蔵を造ってはい終わりというようなことは思っておりませんので、その石蔵活用拠点整備というとはどういう施設だろうかと、最近私はですね、石蔵を活用した栗の駅だと言ったほうがイメージが湧くんだろうということを言っています。その栗の駅をどういうふうに造っていくかであります。まず農村RMOというですね、やまえ未来づくり協議会というのが動いているわけであります。これには議員の方お二人も委員として参加いただいているところでありますけれども、その未来づくり協議会の中で、いわゆる農村RMO、将来的には地域を運営する組織、是非石蔵の運営にも何らかの形でかかわってもらいたい。逆に言うと、本体としてですね、経営していただければ最上でありますけれども、これは今からの話になろうかと思います。そのRMOの中で、山江村の将来ビジョンというのが出てまいりました。今まで3回の開催をしてもらっておりますが、まずは農用地保全部門では、「山江のもんは一等賞」というタイトルであります。まずは栗で日本一という副題が付いているところであります。議員おっしゃいましたG Iを取りまして生産量がなかなか追いつかないというのが課題になっております。現在は70トン程度ですが、120ヘクタールの栗の樹園地がありますので、大体200キロはとれるというようなデータの中で、そのまま数えますと240トンは採れるはずであります。栗生産向上推進委員会の方々を中心に、その目標に向かっていろんな努力をしてもらっておりますし、役場でもいろんな先ほど産業振興課長が申しあげました支援もしているところであります。

ふるさと納税もですね、そういう作っても作っても足りないということでもありますので、生栗としてですね、ふるさと納税どんどん出したいわけでもありますけれども、途中で打ち切らざるを得ない、栗がもうないということで断らざるを得ないというような実態でありますので、まずその農用地をどのように生かすかということで、山江のもんは一等賞として、栗で日本一というタイトルでいろんな協議をしてもらっております。

次に、地域資源活用部門では、「金持ちになろう」、そのままであります。金持ちになろうというタイトルの中に、自然、経済、人の心が豊かな村として、産業振興雇用の促進を図ろうというような話し合いがなされているところであります。それから生活支援という部門があります。これにつきましては、村民の暮らしを守る、これは里部でも山間地においても、しっかり村民の方々の暮らしを守っていこうというテーマでいろんな話し合いがあります。テーマは「ファインスマイルサロン」として、元気な笑顔の広場オールやまえがサロンですという副題が付いていながら、いずれにしましてもこの将来ビジョンの大きな動きはですね、やはりその核となるのはコミュニティを核としたむらづくりを中心に動いてもらっている、いろんな話し合いを進めてもらっているということでもあります。

このいろんな話し合いの核の施設となるのが、この石蔵活用拠点整備の事業であろうかと思っておりますし、この事業、RMOの拠点として、RMOの方々が活動する拠点の施設として、是非この石蔵活用を、いわゆる栗の駅を活用いただきたい。栗の駅にどんどん来ていろんなことを発信していただきたいというようなことを考えているところであります。

拠点の整備事業であります。先ほど議員のほうから、相良長統という話が出ましたけれども、実は拠点の整備として、もちろん歴史民俗資料館もありますし、高寺院、それから大王神社、それから時代の駅もあるわけでありまして、健康の駅もあります。ですので、拠点を整備しながら、歴史、教育、それから産業はもちろんのこと、それから福祉、そして環境もですね、防災上の機能も持たせられればなと思っているわけでありまして、環境的なその施設としての位置づけもしていきたいと。特にですね、山江村村民の方々に、山田伝助が勢い有名であります、実は永留長統、相良長統さんは、山田城の城主でありまして、上相良、下相良が戦争をしていましたときに、抗争を起こしましたときに、上相良が下相良を追い出した折に永留長統が上相良を成敗した。ということで第11代の藩主に、山田城主がですね、相良長統となって、その子どもであります為統ともども良政をですね、非常に勢力を伸ばし良政を施したというようなことについては、非常に山江村の永留長統、相良長統は誇りでもありますので、是非そういう発信もですね、させていただきたい。この拠点を通じて歴史をまわる道あたりを整備しながら発信をしていければと思っております。

現在、基本計画を作っているところでありますので、その途中の経過を申しますと、配置計画で、商業賑わいゾーンとしての直売、栗の駅等のゾーンがあります。そしてストーンコミュニティとして、石蔵拠点でありますから、コミュニティゾーンとしての公園の機能を持たせてやる。商業賑わいゾーンでは、先ほど申されましたカフェも設置するようにしておりますし、また、6次化ゾーンについては、実はパートナー企業を募集しました。官民一体となって栗の駅を盛り上げたいということで募集しておりましたら、2社がでてきているところであります。1社がやまえ堂でありまして、もう1社がローカルという株式会社であります。そのやまえ堂が何をするかといいますと、土地はですね、山江村のほうで整備しますが、山江村の土地を貸し付けて、やまえ堂はショップを造ったり加工所を整備したりすると、そのやまえ堂のお金でですね。そして加工販売、栗の集出荷をしていくということでありまして。

そしてもう1カ所のローカルさんであります、これは熊本の会社でありますけれども、野菜、果物、精肉、海産物などを販売する、インターネット販売をする会社でありまして、現在、山江村のふるさと納税サイトを運営代行してもらっております。従いまして、山江村の物産的なものが集まりましたら、また山江村の栗の商品等ができましたら、この(株)ローカルのネット販売等を通じながら、どんどん都会との橋渡し役をしてもらうというようなことができるということになります。現在そういう内容の中で、中身を煮詰めているところでありますし、またGI登録されましたので、このGIの登録については、東京のほうの栗菓子店は、早速農水省のほうに問い合わせ、GIを登記されたやまえの栗ですよというスイーツを売っておられたりもします。また、栗まつりの参加店舗もありますので、そういう店舗にも是非この拠点整備、栗の駅を活用していただきたいと思っておりますし、栗菓子としてですね、下村シェフもおられますし、平瀬パティシエもおられますので、そういう方々を有効に活用しながら、いろんな商品の開発をしたり、ふるさと納税に活用したり、またネット販売をしたりしながら、山江村の大きなプロジ

ェクトを成功へと導いていけたらということであります。

以上申しましたのが大きな流れでありますけれども、いずれにしてもこの農村RMO、山江未来づくり協議会というのは、非常に大きな役割をたしていく組織になります。この組織の方々が自由に活動できるような拠点として、また、山江村の地域づくりになれるような拠点として整備をしていけたらということを考えておりますので、どうぞご理解と、また、まだまだRMOはビジョンの段階でありますし、拠点整備の事業は基本計画を策定中であります。会議を進めると同時にですね、その内容が明らかになってこようかと思いますが、折につけその報告はさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ今後とも議員の皆様方におかれましても、是非実践者でも協力者としてですね、いろんなご支援も賜ればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 今、村長からいろいろお話をいただきました。ネーミングが今、石蔵活用拠点整備事業で硬いような感じがしますが、栗の駅だったらびったりですね。恐らく栗の駅だったらいいなあと思いました。

村にとって本事業はですね、大きなプロジェクト事業であります。厳しい中にもこれからの新たなむらづくりの基盤事業として、一過性でなく持続的に多くの人々に利活用され、栗産業の振興と賑わいの創出により、村の活性化と発展に大きく寄与してまいりますことをご期待申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を11時5分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前11時04分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、3番、本田りか議員より、1. 山江村における脱炭素に向けた取り組みについて、2. 「山江村総合公園基本計画」について、3. 村営住宅の補修工事についての通告がでております。本田りか議員の質問を許します。3番、本田りか議員。

本田りか議員の一般質問

○3番（本田りか議員） 議長よりお許しをいただきましたので、3番議員、本田が一般質問をいたします。

内容としまして、1. 山江村における脱炭素に向けた取り組みについて、2. 「山江村総合公園基本計画」について、3. 村営住宅の補修工事について、以上の3点をお伺いいたします。

まず1点目の脱炭素に向けた取り組みについてですが、政府は2050年、令和32年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル脱炭素

社会の実現を目指すということで、本村では、令和4年12月23日に山江村ゼロカーボンシティ宣言を表明されました。また、第6次山江村総合振興計画後期基本計画、第3期山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略の中の環境対策として、地球温暖化対策、脱炭素社会の実現ということでいろいろと計画をされているようです。

昨日ですね、村長の行政報告の中でもおっしゃられてた10月5日には、山江村ゼロカーボンシティを目指してを題材にした講演会、さらに11月6日、7日には再生可能エネルギー事業におけるゾーニングマップ閲覧会と、村民の方々な様々な意見が飛び交いました。これは村の復興理念である鎮山親水やSDGsの推進などが根底にあることに加え、次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育ち、自然と共生し、安心して暮らすための計画と認識しております。

そこで、この脱炭素に向けた取り組みの現状と今後の計画をお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。議員申されましたとおり、脱炭素社会実現に向けての取り組みは、世界的な課題として様々な分野において取り組みが進められております。日本国内においても2050年度までにカーボンニュートラル、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量と削減量をプラスマイナスゼロを目指しており、電気自動車の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、省エネ家電の普及促進、リサイクル活動の推進などが現在進められております。

山江村におきましても平成28年度に総合エネルギー検討委員会を立ち上げ、バイオマスや木質バイオマスの導入の検討を進めながら、12月には山江村ゼロカーボンシティ宣言を公表し、令和5年度に山江村再生エネルギー導入計画を策定したところでございます。

今年度の動きとしましては、山江村再生可能エネルギーゾーニング計画の策定に向けての取り組みを進めており、太陽光では公共施設の建物や村有地、川辺川造成団地でのソーラーシェアリング、中小水力では万江川の利活用、木質バイオマスにおきましては、健全な森林経営に資するようなバイオマスの活用を計画しながら、11月6日、7日にはゾーニングマップの閲覧会を実施したところでございます。

今後の計画としましては、2回目のゾーニングマップの閲覧会を12月16日に実施し、山江村再生可能エネルギーゾーニング計画の策定を進めるとともに、電気自動車の普及促進や家電買い換え促進補助の継続、また、温室効果ガスの削減から得られますJ-クレジットの活用に向けて申請手続、ゾーニング計画に基づき、再生可能エネルギー設備の導入などに取り組みながら、再生可能エネルギーの地産地消に向けた事業を推進することを計画しております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 本田りか議員。

○3番（本田りか議員） 先ほど説明をありがとうございました。万江川の利活用も是非取り組んでいただきたいと思います。様々なことに取り組まれており、山江村にとって大変誇らしいことだと思っております。

脱炭素循環型社会の推進における現状と課題として、1、再生エネルギーの推進、2、環境に配慮した廃棄物処理、3、3R、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再生）の推進と環境循環型システムの推進、4、不法投棄、不法焼却の撲滅の四つが挙げられております。これはこういった内容か説明をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） それじゃあ脱炭素社会に向けた取り組みの中で、総合計画の中に四つの視点を書いてあったということでもあります。もちろん今、地球が悲鳴をあげている。それは温室効果ガスという二酸化炭素を排出しすぎて、どんどんどんどん地球が暖まり、いろんなところに影響があっている。気候変動もそうでありますし、日本各地で大規模な災害が起きているということもそうであります。

また、農作物にもその影響があり、先ほどからやり取りしておりました栗あたりですね、収量がなかなか思うように進まないというのは、温暖化により特に夜温が、夜の温度が下がらないというようなことが原因だと聞いておりますが、そういうことで非常にこの問題については、地球全体で、また山江村としてもしっかり取り組まなくちゃいけない課題だという位置づけで、環境問題の解決と位置づけてあるところでございます。

特にそういう大きな問題でありますけれども、3Rも含めた循環型社会を含めて、やはり我々が実際できることをしっかりやっていきたいと思いますという意味で、その目標として掲げさせてもらっているものだと思いますし、村民の方々に対しましての啓発を含めて、その環境問題の推進について取り組んでいきたいということでもあります。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 本田りか議員。

○3番（本田りか議員） これらのことは本当に私たちの生活の環境においてとても大切なことだと思います。行政と村民と力を合わせて、このことに対して取り組んでいかななくてはならないと感じております。

続きまして、2点目は山江村総合公園基本計画ですが、数年前よりこの計画がでていますが、現在の進捗状況と今後の計画はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。平成29年3月に策定しました山江村総合公園基本計画では、今ある資源を最大限に活用し、山江村全体を大きな総合公園とみなした山江まるごと公園を基本理念とし、村内をそれぞれの特色に合わせて、山田エリア、丸岡エリア、万江エリアに分け、エリアごとに整備方針を定めて検討を進めているところでございます。

現在、進捗状況でございますが、山田エリアにつきましては、穏やかな時が流れる田園空間としてをコンセプトに、フットパスイベントの実施に取り組んでおります。また、丸岡エリアにつきましては、花と展望が広がる色の丘として、桜やツツジの維持管理を進めながら、環境整備に努めております。最後に万江エリアにおきましては、清流が流れせせらぐ空間としまして、親水公園の整備の検討も進めており、令和3年度には親水公園資料策定業務に着手し、今年度におきましては、山江村総合公園建設検討委員会で親水公園の候補地の現地調査も実施したところでございます。

今後の計画としましては、丸岡公園におきましては、近年サッカー場として農村広場の利用も増えていますことから、スポーツ施設としての整備も検討を進めております。また、万江エリアにおきましては、令和2年7月豪雨からの復旧工事が進められております。今後は河川整備計画によって県の工事でも進められることから、万江川の河川管理者であります熊本県と連携しながら、親水公園の整備に向けて協議を進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 本田りか議員。

○3番（本田りか議員） 山田エリアではフットパス、丸岡では桜とツツジを融合させる、万江では親水公園というお話が出てきました。先だって、村民の方とお話の中で、このあたりを桜の公園にしたらという、名所になってよかつじやなかかなあというお話を伺いました。人も集まってくるのではないかというお話も伺いました。このことは前向きにご検討をよろしくお願いします。

最後3点目です。村営住宅の補修工事についてですが、現在老朽化した村営住宅が、万江地区、山田地区ともにたくさんございます。村営住宅の現状と今後の方針、併せて現在の戸数と今後の建設計画予定などありましたら伺います。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。山江村には村営住宅が11団地ございまして、先ほど山田地区、万江地区と議員申されましたけれども、まず昭和48年度に建設されております新寺ノ下団地、その後に林田団地、北永シ切団地、城内団地、柳野団地、蓑原団地、堂園団地、井手ノ口団地、新城内団地、蕨野団地、そして令和4年建設の中鶴団地がございまして、年数経過によりまして、耐用年数を経過している住宅が3団地ございまして、また老朽化による修繕等も年々多くなり、今後の適切な維持管理が求められている状況でございまして、山江村公営住宅等長寿命化計画に基づいた計画的な改修を実施し、村営住宅の長寿命化を推進するとともに、耐用年数を経過し、建物の著しい老朽化やバリアフリー性能が不足している村営住宅につきましては、建て替え事業を実施し、入居者が快適で安心、安全に暮らせるよう整備の推進に努めていきたいと考えているところでございます。

それから2点目ですが、現在の戸数と今後の建設計画ということでございまして、村営住宅の戸数につきましては、先ほど申し上げましたとおり11団地で169戸でございます。令和6年10月31日現在の入居戸数は155戸でございます。今後の建設計画につきましては、老朽化が著しい新寺ノ下団地及び林田団地の2団地につきましては、建て替えを計画しておりまして、令和6年度、本年度に公営住宅建て替え基本計画を策定する予定でございまして、本年11月に業務委託により契約をしたところでございます。

令和7年度以降に入居者の説明会、それから建設用地の検討、敷地整備及び住宅建築の設計・施工、それから既設住宅解体撤去の設計・施工などをですね、予定しておりまして、すべての計画が完了するまで大体4年から5年を見込んでいるところでございます。

○議長（森田俊介議員） 本田りか議員。

○3番（本田りか議員） 11団地、その中で寺ノ下、林田団地を建て替えられるというお話でした。老朽化した村営住宅に住んでいらっしゃる方より、ボロボロで困っているという相談を受けました。それで確認しに行っていました。10月の地域づくり懇談会においても意見、要望として出ており、役場からは状況を確認し、優先順位と予算を考慮しながら検討しますとの回答をいただいております。このことから老朽化した村営住宅の改修工事や払い下げ計画などありましたら伺います。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。老朽化した住宅の改修計画につきましては、先ほども申し上げましたとおり、山江村公営住宅等長寿命化計画に基づき進めていきたいと考えております。先ほど議員申されましたとおり、本年度につきましてはですね、これまでですが、修繕等がですね、老朽化に伴い多くなっている状況でございまして、予算等の追加もお願いして

いるところでございまして、随時修繕のほうに努めている状況でございます。

その計画に基づき、令和8年度に柳野団地、令和9年度に城内団地、令和10年度から11年度にかけまして蓑原団地、この団地の外壁の改修、屋根防水、給湯器設置などの改修工事を計画しております。それから令和12年度以降につきましても堂園団地、新城内団地、蕨野団地の改修工事を計画しているところでございます。

また払い下げにつきましては、平成30年2月末に北永シ切団地21戸の用途廃止を行い、払い下げを実施したところでございます。残りの39戸につきましては、現時点では各団地の状況を確認していきながら進めていく予定でございまして、今後は入居者の意向調査を実施し、それぞれの以降を把握、確認しながら、事業を計画していく予定でございます。この計画書の事業スケジュールを立てておりますけれども、その中にもございますとおり、5年スパンで入居者との調整を図りながら、用途廃止に向け進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（森田俊介議員） 本田りか議員。

○3番（本田りか議員） 令和8年より順次改修の予定を立てていくというお話でしたが、それまでにやっぱり期間が空くわけですね、住んでいらっしゃる方は。壊れたりボロボロになったままに住んでおられるわけですけど、これはもしなんですけど、もしも村営住宅に住んでおられる方みずから補修工事などを行った場合はどうされるのかなと思って、ちょっとお伺いしてみたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。まず村営住宅入居者につきましては、入居の際に、各種手続や家賃の仕組みなどを手引きにより説明しております。修繕工事につきましても同様でございまして、家屋関係の修理や設備関係の修理、その他器具等の取り替えなど、入居者で負担していただく修繕と村で負担する修繕を明確に分類しております。基本的には住宅施設や共同施設に関する修繕などはですね、村で行い、畳の表替えや破損ガラスなど軽微な修繕や器具等に関する修繕などは、入居者で行うとしております。

また、物置とかですね、テラス、エアコンなどの設置については、そのように住宅の一部を模様替えされる場合には、模様替え等承認申請書を村に提出していただきまして、承認後に施工していただいております。ただその場合ですね、退去時には原則原状回復となっております。

議員ご質問のですね、入居者がみずから補修工事を行った場合の対応ということでございますけれども、まずですね、みずから行う前に建設課のほうにご相談をまずいただくことが一番だと思いますが、もしされた場合はどのような工事を実施されたのか、入居者に確認を行いましてですね、その後にその内容が規定ですね、条例とか規則とかございますが、それらの規定に基づき、どうするかという対応あたりを検討いたしまして、それから入居者へのその後の対応を行うということになろうかと思えます。

○議長（森田俊介議員） 本田りか議員。

○3番（本田りか議員） 承認申請書ですか、それを提出されて、そのあとの話ですね。執行部のほうと難しいことも多いと思いますが、一件一件の対応といいますか、村民みずから補修などを行ってしまう前にですね、村の迅速な対応をよろしくご検討ください。

これで一般質問を終わります。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を13時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時28分

再開 午後 1時11分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、1番、白川俊博議員より、1. 村内小中学校の現状について、2. やまえ温泉ほたるの運営状況について、3. 県道の整備と維持管理について、4. ケーブルテレビの利用内容について通告がでております。

白川俊博議員の質問を許します。1番、白川俊博議員。

白川俊博議員の一般質問

○1番（白川俊博議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、1番議員、白川が質問いたします。

内容は、村内小中学校の現状について、次に、やまえ温泉ほたるの運営状況について、そして県道の整備と維持管理について、それから、最後にケーブルテレビの利用内容についての4点通告しておりますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、まず1点目、村内の小中学校の現状について質問いたします。

近年の人口減少に伴い、少子化の現状は依然と続いており、本村においてもその影響を受け、児童生徒数は年々減少傾向にあるようで、中学校においては、現在は生徒数減少で、以前あった部も廃部となって少なくなっているようでございます。また小学校においては、少数になったことでPTA活動など保護者の負担が多くなったと聞きます。

このような中、現在、本村においては将来にわたっての良い教育環境を確保、維持するためのアンケート調査を実施され、これらの教育のあり方を検討するとしておりますが、その資料の中で、本村の児童生徒は、過去10年間で約18%減少している。山江中学校、山田小学校は各学年とも1クラスずつ、万江小学校においては完全複式学級と現状が報告されて、今後の児童生徒数の減少が予想されるとあります。

そこでお尋ねをいたしますけれども、現在の本村の人口の構成から想定される各学校の児童生徒数の推移を、現時点でお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。今後5年間の児童生徒数の推移ということでございますけれども、一応転出入がないと、社会増減がない場合ということで申し上げますけれども、概して言いますと、年々10人から15人ずつ減ってきているというのは実情でございます。今後もそういう推移でいくようでございます。現在全部で320名おりますけれども、まず令和7年度ですけれども、令和7年度は305名になります。それから令和8年度が292名、令和9年度が287名、それから令和10年が266名です。それから令和1

1 年が 2 4 8 名というような状況になっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1 番（白川俊博議員） 今後 5 年間までの想定される児童生徒数でございましたけれども、各学校でなくて全体の回答でしたけれども、年々減少しているということでございます。今回のアンケートは村内在住者への調査依頼で、1 1 月末の回答締め切りでしたが、そのアンケートの意見をもとに意見を反映され、今後の教育環境、学習環境の充実に向けた検討には欠かせない調査資料と思っているところでございます。

先ほども申しましたけれども人口減少は今後も進むもので、特に地方においては若者の就職等の問題もあり、本村も村外への流出は避けられなく、人口増加は望めないものが現状かと思えます。そういった状況は少子化で児童生徒数が減少している自治体は、県内はもとより全国でも同様な状況の市町村もあろうかと思えます。そのような現状の中、様々な課題を検討され、解決に向け学校改革を進められた事例などを参考にされまして、山江村が望む学校教育環境の将来像への方策に役立ててもらいたいものです。是非よろしく願いいたします。

次に、各学校の現状ということでお尋ねをしたいのが、本村の児童生徒の中に不登校の児童生徒が現在いるのかということでございます。これについては、先の熊本日日新聞の記事の中で、昨年度において全国の小中学校で 1 1 年連続で増加をしていると。このことは熊本県内でも同様に、1 1 年連続で増加をしていて、令和 5 年度は過去最多となったとありました。そこでですが、本村においてそういった実態があるのかをお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは不登校の実態ということでございますけれども、まず不登校の定義について説明申し上げたいと思えますけれども、文部科学省では、不登校児童生徒とはということで、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間 3 0 日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものという定義があります。それに照らし合わせて不登校ということで定義をしているところでございます。

不登校のその要因でございますけれども、主なものとしましては、学校における人間関係であったり非行であったり、無気力であったり、あるいは不安、その他複数の要因にわたるものがたくさんございますし、今は複合型といいまして、このいくつかが重なって不登校になっているという児童生徒が大変多ございます。

本村の現在の実態を申し上げますと、あとでこれは年度ごとには北田議員のときに話をしたいと思えますけれども、令和 6 年度は小学校が 1 名、中学校が 2 名の計 3 名ということです。これはですね、ずっと過去 5 年間でさかのぼってみますと、あとで申し上げますけれども、年々今、減少傾向にきております。そういうことで一応令和 6 年度だけ申し上げておきます。以上です。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1 番（白川俊博議員） 今、令和 6 年度の現状ということで回答いただきました。全国の調査では、いじめや通学を無理強いしない保護者が増えたことや、配慮が必要な子どもへの支援が不十分などが原因とあり、いろいろなことが重なったことも要因とは思いますが、本村の対象の児童生徒がどの分類に当てはまるかわかりませんが、不安や悩みを抱えた子どもがいて、不登校になっているかと思われます。学校や教育委員会などでも対応されているとは思いますが

ども、寄り添った教育指導が必要だと思います。今一度家庭や教育現場での課題解決に向け、不自由なく勉学ができ、安心して過ごせる学校教育づくりに取り組んでいただきたいと思いますところでございます。

児童生徒の1日は、登校に始まり下校で終わる学校生活ですけれども、現在の登下校は、小学校は地域ごとの集団、中学校は部活等があることから、徒歩や自転車通学が主な登下校となっているようでございます。特に児童の登下校に見守りを兼ねて、安全確認などを共に通学していただく子ども見守りボランティアの活動が見受けられます。そこでございますけれども、見守りボランティアなどの現状をお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは登下校の見守りということでございますけれども、児童生徒の登下校の安全対策につきましては、日ごろより教育委員会、それから学校及び地域をあげて、子どもたちの命を守るということを最優先とした取り組みを行っているところでございます。

また、通学路の安全対策につきましては、毎年山江村交通安全プログラムに基づきまして、学校と、それから教育委員会、建設課、駐在所等でですね、随時点検を行いながら、子どもたちの安全確保に努めているところでございます。

また、教育委員会といたしましても、村内の子ども防犯ボランティアという方がおられまして、24名ただいまおられます。この方々がいつも見守りをされて、登下校のときには一緒に登校したり、あるいは一緒に下校したりという形で、その日その日によって人数は変わりますけれども、そういうふうにして強化をしているというところでございます。この登下校防犯プランとかですね、それからマニュアル、そういうのを確認しながらお願いをしているというところでございます。さらに、山江村の駐在所にもですね、子どもたちの登下校時間帯の見守りの巡回をお願いしますということで、強化をお願いしているところでございます。

しかしながら、なかなか難しい部分もございますので、今こそですね、地域の力が不可欠かなと思っておりますので、是非、村民あげて子どもたちの大切な命を守る気持ちを強くしていただきながら、子どもたちの登下校の安全のためにご支援、ご協力を再度賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 現状を説明いただきました。ボランティア活動ということで、見守りをされる方は、確かにそれぞれ仕事などもあり、活動される方々も限られますが、安心して通学ができる環境、事故などから子どもを守るため、現在ボランティアとして献身的に活動をいただくことに感謝をしているところで、ありがたく思っているところでございます。特に低学年の児童は通学に慣れないこともあるので、ボランティアとして見守り活動をしておられない方もですね、日ごろから自宅におられ、子ども110番として登録されている方、健康のため運動をされている方々も、声かけをしたりして見守っていただければ、事故など未然に防ぐことができるかと思っているところでございます。

そのような中、児童生徒の登下校も気象、天候により左右されますけれども、最近では梅雨時期の豪雨や台風などの局地的な大雨や強風、今後寒くなると積雪などを予想されます。近年の温暖化による気象変動で、最近は一段と天候悪化が多くなっているようでございます。そのような現象の中、異常気象が原因で登下校時に危険が予想される場合の対応は、どのような対策をとられ

るのか。また、臨時に休校するとか、下校時間を早めるなどの気象発令に併せた基準マニュアルなどを定められているのかをお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います。今、議員おっしゃいますように、最近非常に異常気象が続いておりますけれども、この異常気象等につきましては、常にですね、教育委員会及び学校、さらには保護者の方としっかり連携をしながら、子どもたちの命を守る対策を講じているところでございます。

特に今年は猛暑日が大変続きましたけれども、各学校では毎日ですね、熱中症指数計というのがございます。これは気温と湿度と反射熱あたりを測りながら、その指数によって、今は外に出たらだめだとかですね、そういう基準が国から定められておりますので、その基準に沿って対応しているところでございます。暑さ指数というのがございますけれども、それは湿度と気温と反射熱とかですね、それを合計した暑さ指数というのがありますけれども、これはですね、31℃以上になったら外での体育の授業とか遊びは禁止ということで措置をしております。これは国からの基準でございまして、暑さ指数が31℃になったらそういうのは禁止というようなところで措置をとっているところでございます。

それから、子どもたちは毎日水筒を持参して登下校をしております。また帰宅時は、山田小と、それから山江中にはですね、製氷機がございまして、必要な子どもたちは水筒に帰るときに氷を入れて、それでまた水を入れて、途中で水分補給するなどして帰宅しているというような状況でございます。万江小につきましては、冷蔵庫の水で十分だというようなところで、万江小のほうではそういうことで対応しております。

また大雨等につきましては、ウェザーニュースとかですね、そういうのが非常に正確でございますので、それを確認しながら、登下校のタイミング、いつ帰したらいいのかですね、いつごろ雨が降りますとか書いてありますので、そういう登下校のタイミングを計って登下校させております。場合によっては保護者に送り迎えをお願いする場合もございます。

それから台風等の接近の場合はですね、教育委員会と校長会とで協議をいたしまして、休校にするのか、遅延登校にするのか、このあたりにつきましては詳細に判断をいたしまして、今は携帯メールでですね、すぐ届きますので、携帯メール全員登録していただいておりますので、携帯メールで随時保護者へ、休校なのか遅延登校なのか、そういうのを通知するようにしております。

いずれにいたしましても様々な異常気象が発生しておりますので、そのときそのときで状況が違いますので、確かな情報をしっかりとキャッチして、教育委員会と学校とで連携を図りながら、子どもの命を守ることを一番に考えた行動をとっているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 各学校、それから教育委員会等で協議しながら、保護者のほうへメールするというところでございますけれども、今年8月には台風が九州へ上陸し、強風と大雨が予想されたため、本村は村内の小中学校を休校とし、早めの対応策をとられました。このことは大変良かったと思います。結果思った以上に大雨や強風は吹かなかったものの、早めの判断は適切な判断だったと思ったところでございます。この件に関しては、県内の小中学校において、休校せず登校させ、すぐさま下校時間を早めた学校もあったと聞きます。判断の遅れが家族など地域に混乱をまねいたとありました。本村の各学校で対応も、先ほど教育長からありましたけれども、河川

や山間地の大木等があったり、地理的にも違うものがあり、児童生徒数により若干判断が異なることもあるかと思います。早めの判断が安全への第一歩だと思うところでございますので、判断には空振りがあっても許されますが、事件・事故が起きてから取り返しはできませんので、対応策は早めの判断の中にも慎重さも必要だと思うところでございます。将来を担う児童生徒への安心安全な指導を今後ともよろしくお願いいたします。

それでは次に質問しております山江温泉ほたるの運営状況についてをお伺いいたします。

山江温泉ほたるは、平成3年に開業し、利用客も順調に伸び、老朽化した施設も約10年ごとに大規模改修など、施設のリニューアルを行ってきて、固定客も増加傾向にあったと思われますが、令和2年の豪雨災害、さらにコロナ感染症の影響が利用客の減少、経営に相当の打撃を受けたと承知しておりました。そういった状況の中、昨年から今年にかけ、復興も進み、感染症も平常化し、危機も乗り越え、徐々にではあるかと思いますが、利用客も戻りつつあったところ、昨年はレジオネラ属菌発生により一時期休館も余儀なくされたところであります。気持ち新たに信用を取り戻すため、再建へ向けスタートして現在へ至っていると思われませんが、その現状についてを伺います。今年度における温泉ほたる及び宿泊のほたる亭の月ごとの利用者数をお尋ねいたします。現時点での昨年度との比較も併せてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。令和6年4月以降の利用者数でございますが、4月の温泉ほたる利用者数5,360名、前年比117%、宿泊利用者数291名、前年比68.1%、5月、温泉ほたる利用者数6,506名、前年比100.8%、宿泊利用者数350名、前年比68.8%、6月、温泉ほたる利用者数5,414名、前年比225.8%、宿泊利用者数211名、前年比136.1%、7月、温泉ほたる利用者数4,869名、前年比119.1%、宿泊利用者数290名、前年比60.3%、8月、温泉ほたる利用者数6,335名、前年比90.9%、宿泊利用者数486名、前年比80.6%、9月、温泉ほたる利用者数6,011名、前年比131.7%、宿泊利用者数265名、前年比52.2%、10月、温泉ほたる利用者数7,037名、前年比131.2%、宿泊利用者数334名、前年比76.8%、11月、温泉ほたる利用者数4,929名、前年比108%、宿泊利用者数421名、前年比76%でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 先ほども申しましたけれども、昨年はコロナ感染症などからですね、徐々に増加傾向にあったのが、レジオネラ属菌の発生により休館が影響して、今年度も若干、昨年度から今年度にかけては問題もなく利用者が増加しているのではないかと考えているところでございます。またその利用者で左右される売上高も気になるところでございます。そこでですが、近年の売上額、利益額も併せましてですけれども、お尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。令和元年度からですけれども、まず利用者数につきましては、約11万6,000人、売上につきましては約1億9,000万円、利益につきましては約430万円、令和2年度、利用者数、約8万6,000人、売上額1億3,900万円、利益額、約マイナスの890万円、令和3年度、利用者数、約10万人、売上、約1億6,500万円、利益額、約マイナス880万円、令和4年度、利用者数、約11万人、売上

額、約1億8,000万円、利益額、約マイナス1,900万円、令和5年度、利用者数、約9万2,000人、売上額、約1億9,000万円、利益額、約230万円、令和6年度9月末現在でございますが、利用者数、約5万人、売上額、約8,800、利益額、約マイナスの400万円でございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） ありがとうございます。利用者、売上額とも細かく回答いただきました。

豪雨災害、コロナ感染症が影響した令和2年度は、当然のように利用者も売上も落ち込んでいるようでございます。翌年の3月も同じような状況ですけれども、徐々に徐々にですね、利用者、売上額も増加しているようでございます。今後ですね、近年の物価高騰などによりまして、燃料代が今後経営に影響していくのではないかと私も思っているところでございます。

先ほどの答弁の中で、利用客は減少から若干ですけれども増加傾向にあるようでございます。利用客が快く入浴や宿泊できるのも、接客やきめ細かな心遣いがお客様への信頼、信用へとつながり、リピート客を増やすことが結果となったものではないかと思っているところでございます。

私も月に何度か温泉を利用しておりますけれども、気になったのが施設周りの環境です。特に夏場、駐車場周辺や通路付近、さらに宿泊施設の中庭などの雑草が生い茂り、見た目にも気になっていたところで、今年度の6月、議会への決算報告の際、清掃管理はどのようにされているのかと伺ったところ、休館のときは、休み時間などに職員が作業するとの回答でした。作業がなかなか行き届かなかったのではないかと思っているところでございます。

そこでお尋ねをしますが、現在も職員で対応されているのか。また、植木の剪定は見栄えもありますし、専門の業者へ委託管理の考えはないのか。また、さらにですね、宿泊者専用駐車場の山側はですね、個人所有の山林かと思っておりますけれども、高木で大木が多くあります。強風で折れる可能性もあると思います。宿泊客の車に損害を与えることもあるかと思われますので、それぞれ環境整備、景観維持、損害を与えそうな支障となる木々の対応など、温泉ほたるへそれぞれをですね、対応するよう指導をする考えは何か、併せて伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。まず敷地内の清掃状況につきましては、支配人のほうにも確認をさせていただきました。施設周辺の敷地内の清掃に関しましては、基本的に毎日職員で行っているという回答です。また、草刈機など機械を使用する場合には、休館日に行っているという回答でございました。村としましても気になる場所があった場合には指導等を行っております。

また、2点目の樹木等の剪定、周辺の維持管理についてでございますが、まず施設内の樹木の剪定、また泉源もあり、ゲートボール場周辺の草刈いにつきましても、基本的には草刈機等を利用して休館日に行っているという回答でございます。

今後ですけれども、そういった清掃に関して委託する考えはないかというところでございますが、今現在、指定管理という形で指定管理料も払っておりますので、そういったところでの維持管理を引き続き行っていきたいと思っております。そのほか奥の駐車場の山林の古木の伐採等でございますが、村有地につきましては、産業振興課のほうから委託していただき、村有地の伐採のほうは終わっておりますが、民有林について、引き続き危険ということであれば、温泉施設と連携しながら、また協議をしながら、民有地にお声かけをして、まず所有者のほうで伐採し

ていただけるかご相談したいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、回答いただきましたけれども、それぞれ温泉ほたるのほうで行うということでございますけれども、経費をそれぞれ抑えるのがもっともかと思いますが、職員で作業をされるのもですね、それぞれ業務シフトで時間割されて対応も大変かと思います。また職員の家族の方が対応されたとも聞いております。ましてや休日や休館の作業もなかなか行き届かないのもあるのではないかと考えているところでございます。現在は夏場と違い雑草の繁茂もみられません、植木の剪定などはですね、周辺の周りの目配り、気配りも大切だと思っているところでございます。

浴室や宿泊施設の管理は、公衆衛生法などの規定により、日ごろから清掃、定期的な検査など適正に管理されていて、十分対応されているところでございますけれども、温泉利用者の方への見た目の第一印象となる施設全体の景観も大事かと思います。さらに害虫などが発生の原因ともなりますので、利用客が気持ちよく利用できるような環境整備、維持管理も必要ではないかと思っております。今一度ですね、先ほどもありましたけれども、役場のほうから現場を見られて、指導などの検討をお願いするところでございます。

今までいくつか温泉ほたるについては現状などを伺ってまいりました。今後についてお尋ねしたいと思います。温泉ほたるの運営については、幾度となく取り上げられておりますが、以前の議会定例会での答弁の中で、経営改善と併せて民間活用なども今後検討するとありました。今年度温泉ほたるの不動産鑑定の評価も実施されました。今後も諸問題や課題に向け調査や検討もされると思いますが、これから来年度の予算編成を迎える時期となります。今後さらなる具体的な検討をされるのか、現時点での考えをお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。昨年度温泉施設を含むすべての建物、土地について、不動産鑑定評価を実施したところでございます。今後は現在の施設の状況で売却が可能か、どの施設を、どの用地を売却の対象とするか、もしくは、新たに泉源の掘削が必要かなど、民間移行も視野に入れながら今後の方向性も検討したいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは今後の温泉センターの運営ということでありまして、私、温泉施設の村長としての所有者、それと経営も第三セクターの社長という立場でもありますので、両方の立場から答弁をさせていただきたいと思っております。

温泉センターですが、不動産鑑定を入れながら、幾らぐらいの価値があるかというのを鑑定をさせていただきました。温泉棟について、土地と建物でですね、7,800万円、土地抜くと5,000万円ですね、という鑑定評価がでております。できれば民間の方をお願いしたいという気持ちもあるわけですが、土地は別として建物の5,000万円を買い取りながら経営をされるという方がおられるかどうか。というのは、やっぱりいろんなその判断については情報収集がですね、必要かと思っているところでありますので、先ほど課長が答えたようにですね、しっかりそのへんのところは見極めさせていただきたいということでもあります。

ただもう一つ、ああいりリゾートの施設については、10年に1回はですね、しっかりリニュ

ーアル等をしないと、お客様を安心してといいますか、快適に迎えられないというようなことであります。もう10年以上経っておりますので、リニューアルの時期を迎えているということが一つあります。

それともう1点が、温泉の掘削をどうするかという問題が一つあります。温泉の泉源については54℃あるわけでありましたが、地表から400メートルのところでガクンと温度が落ち、現在は37℃ぐらいの温度で上がってきておりますので、A重油を焚きながら温泉の経営を維持しているということであります。そのA重油の金額が、原油高も非常に大きく影響しまして、前は1,000万円ぐらい焚いていたんですけれども、今は1.5倍の1,500万円ぐらい毎年焚いているわけでありまして、これはですね、まさに固定経費でありますから、この固定経費が1,500万円要らないとなると1,500万円黒字になるというような話になるわけでありまして、まずリニューアルの前に温泉の掘削をしなければ、経営上非常に厳しいし、買い取ってくれるところもはたしてあるのかという気もいたしています。ただ、温泉掘削並びにリニューアルとなると多額の財源が要りますので、その財源について今、検討をしているところであります。

石破首相のほうはですね、総理大臣のほうは、地方創生2.0といいまして、以前にもまして地方創生をやり直すんだと、以前にもまして2倍の国の予算を追加をされたということでありまして、そういう財源を使えるのかどうかあたりもしっかり検討しながら、掘削、リニューアル、それと併せながらの民間の意向あたりも併せて検討していきたいと思っているところであります。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、課長それから村長から答弁いただきました。温泉施設の経営は行政がかかわる指定管理者制度にももちろん限界があると思われま。ご承知のとおり、他の市町村でも施設の運営に苦慮し、閉館や売却、民間への経営譲渡などがあがっているようでございます。今後温泉ほたるの施設の老朽化やリニューアルに向けての整備、新しい温泉掘削という話もございました。村長が言われたように、経費はそれぞれ必要となるかと思えます。安定した経営にも課題が多く見受けられるところでございますので、今後もさらなるご検討を願うところでございます。温泉ほたるは本村の観光の中心的な施設でございます。山江温泉が継続して利用されることを望むところでございますので、村民の方々が理解される方向性を出していただければと思うところでございます。

それでは次に質問いたしております県道の整備と維持管理についてをお伺いいたします。

本村には県が管理する二つの県道、山田地区、万江地区に南北と縦断し、ご承知のとおり住民の生活には欠かせない重要な路線となっております。その路線のうち、万江地区を縦断します坂本人吉線は、万江川と並行していることから、令和2年の水害で大打撃を受け、被災箇所が点在し、今もまだ災害復旧事業により工事が進められており、以前のような安全で安心な道路復旧の完成を待ち望んでいるところでございます。そのような状況の中、本村を含め関係市町村で構成しています道路整備期成会は、毎年のように道路災害復旧事業とは別枠で、維持管理等併せて道路改良などの整備事業を要望されているところかと思えます。

そこでですけれども、熊本県は要望に応じて予算の範囲内で県道の整備を行っていただいていると思えますけれども、今年度においての事業内容についてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 蔵野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。県道坂本人吉線につきましては、八代市を起点に山江村の万江地区を通過し、人吉市が終点の全延長38.9キロ、うち全体の約54%を占める20.9キロが山江村を通る路線でございます。この路線における令和6年度の整備状況につきましては、この道路を管理しております県に確認いたしましたところ、道路災害関連、それから舗装、補修、交通安全対策、災害防除、防護策設置工事がそれぞれ計画されております。

整備内容につきましては、道路災害関連が淡島地区の護岸復旧及び道路嵩上げで、延長528メートル、舗装、補修が神園地区の延長160メートル及び大川内地区の延長645メートル、交通安全対策が、神園地区の通学路対策、これはグリーンベルト設置でございますが、延長100メートル、災害防除が白岳地区の落石防護柵で延長20メートル、防護柵設置が大川内地区のガードレールで延長170メートルの6カ所を施工中でございまして、工期につきましては、道路災害関連の工事については、来年度上半期、それ以外の工事につきましては令和7年3月末完了予定でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、回答でもありましたけれども、熊本県におかれましては災害復旧事業を進めている中でも、県道の維持管理を含め事業を進めていただいていることに感謝しているところでございます。その維持管理の中で、通行の安全対策として年間を通し道路パトロールをされ、危険箇所の軽微な対応や夏場の繁茂した草木の除草作業を実施されていることは、日々利用する村民の方々も安心して利用していることから承知しているところでございます。

その日々利用している村民の方々が、危険と感じて通行しているのが、斜面等に見受けられる樹木等の存在でございます。特に淡島地区から葛地区までの間ですけれど、災害復旧や道路を整備する中で、工事車両の往来が多く、自家用車同士でもですが、工事車両と離合する際、木々が覆い被さっている場合、それを避けようと中央線に車両が寄ってることがあります。特に大型車と離合する際は、事故でも起きるような危険な運転をされる場合もあると聞きます。

覆い被さっている木々は、基本的にはその土地を所有する方に権利がありますが、境界境界線内を越えた木々もみられる箇所もあるのではないかと思うところでございます。それを含め所有者の承知をいただき、支障木の伐採を検討していただきたいものですが、もちろん県道の管理者である県の判断になるかと思いますが、山江村としてですね、そういうことを考えられて要望されるような考えはないか、お伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。まず民有地から道路に張り出している通行の支障となる樹木や竹などは、所有者で伐採、撤去を実施するよう民法で定められております。しかしながら、道路法の規定により、道路を通行する上で支障となる範囲に張り出している樹木等、支障木の除去につきましては、道路管理者で伐採が可能となっております。

ご質問の淡島地区から葛地区までの県道の支障木対応につきましては、村からもですね、道路管理者の県に確認をいたしましたところ、現地の状況を把握し、通行に支障があり、緊急性がある樹木については速やかに伐採を行い、それ以外の支障木については、民地の場合は所有者を確認した上で、樹木の伐採をお願いするということでございました。なお、当該地区において、坂本人吉線の嵩上げ工事を行っている箇所がございまして、この嵩上げに伴い支障となる樹木につきましては、地権者に確認をとった上で伐採を行うということでございました。村とし

しても今後もですね、現地の状況を確認しながら、必要により県に要望していきたいと考えております。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） ご回答ありがとうございます。先ほども申しましたけれども、県道坂本人吉線は万江地区の生活道路でございますので、通勤の際は必ずといっていいほど利用する道路でございます。是非ご確認いただきですね、課長から支障のあるところ是对応するというところでございますので、さらなる熊本県へ要望のほどよろしく願いいたします。

それでは最後の質問としておりますケーブルテレビの利用内容についてお伺いいたします。

今年度も役場から地区に出向いての地域づくり懇談会が実施されまして、地域での身近な相談、要望等の課題などに対し対応していただいたことはありがたく思っているところでございます。その際、説明いただいた中で、山江村ケーブルテレビ放映が来年4月から民営化のサービス提供となり、契約内容の変更により若干使用料が変わりますが、今の加入とほとんど変わらずの提供となるとの説明でございました。現在は移行に向けた手続きなどが進められているところと思いますが、行政から民間へ移行するということで、多少不安に思っておられる方もおられると思います。その利用者の中で減免措置を受けている方々がおられると思いますが、その点はどうなのか。特に高齢者の方々は、使用料の減免を受けておられる方々もおられます。そういう減免等の措置は引き続き受けられるのかをお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。山江村ケーブルテレビ事業におきましては、議員申されましたとおり、令和7年4月から民間事業者による運営に移行するところで今現在準備を進めております。今年の10月から行いました地域づくり懇談会においてもケーブルテレビ事業の民間移行について周知してまいりました。その中で住民の皆様から、議員申されましたとおり使用料の減免についてもご質問があがっている状況です。

令和7年4月移行の減免等の措置につきましては、生活保護世帯や75歳以上の高齢者のみ世帯等の負担軽減に向けて、継続したいと考えておりますので、移行先の事業所と協議を行うとともに、村単独の支援として検討も進めてまいります。こちらにつきましては、令和7年度当初予算の際にですね、改めてご審議していただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 予算に関することですので私のほうからということでもあります。ケーブルテレビの民間移行については、ずいぶん前からこの議場で議員の皆さん方と、民間の移行も検討に入れながら経営したらどうかというようなことのやり取りをさせていただきました。いろんな条件の中に公募しましたら、応募いただいた民間の事業者がおりまして、またその事業者については、長野県の行政のケーブルテレビを移譲されながら経営されているというようなこともあり、今回お願いをすることになったということでもあります。

料金についてということではありますが、移行会社からは、現在の料金よりも幾分、若干ではありますが安くなっております。ただ議員ご指摘のとおり、減免措置はですね、まだうたってありませんので、減免措置をどうするかという課題が残っているところです。先方の事業者としっかりその付近は話していきたいと思っているところですけれども、村単費でですね、その分の負担

をするというようなこともあろうかと考えております。

現在ですね、予算を見てみますと、生活保護世帯、75歳以上の世帯、地区公民館、詰所、キャンプ場等にそれぞれ減免をしているわけですが、合計の金額が一月当たり17万5000円ぐらいであります。これにつきましての先ほど申しましたとおり、先方との話をどう詰めていくかということもあり、今までのケーブルテレビへの財政支出からするとですね、ずいぶん少なく済むんだらうということを考えますと、役場のほうでも支出もやむを得ないということも考えているところであります。いずれにしましても現在加入者への不利益になるような負担を求めないということをモットーにというか、大前提に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思ひますし、村民の方もご安心いただきたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 予算が伴うものであるけれども、引き続き減免措置は行っていただくということで、ありがとうございます。高齢の方々はなかなか外に出る機会が少なく、行政の取り組む事業や地域の話題など、ケーブルテレビの放送により情報を見聞きすることが多いと聞きます。どうぞ、さっきも言いましたけれども、対応ということでございますので、事務を進めていただければと思います。いろいろな相談事、要望は地域で様々あるようでございます。住民の方々が住みやすいようないろんな面でも住民サービスを提供していただくことは、誰もが望んでいるところでございます。

いずれにしましても村民の方々が、安心して安全に住みよい村になるよう、生活環境の整備を進めていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を14時15分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時05分

再開 午後2時13分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番、赤坂修議員より、1. 圃場整備について、2. わいわいクリスポやまえ「スケボークラブ」についての通告がでております。

赤坂修議員の質問を許します。5番、赤坂修議員。

赤坂 修議員の一般質問

○5番（赤坂 修議員） 5番議員、赤坂です。議長よりお許しがありましたので一般質問をいたします。

今回、1点目、圃場整備について、2点目、わいわいクリスポやまえ「スケボークラブ」についてとして、2点通告しておりますのでよろしくお願いいたします。

まず1点目、圃場整備についてとしておりますが、9月2日に開かれた産業振興課の地域計画策定に関する話し合いに参加しましたが、地域計画というのは、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、近い将来、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念され、そのため農地を守り、子や孫の世代に引き継いでいくためにも、将来誰がどのようにして農地を利用していくのか、農地の集積（貸し借り）、集約（担い手ごとにまとめること）も含めて、農業経営がしやすい環境をつくっていくための計画ということだそうですが、私も令和4年9月定例会の一般質問で、作業受委託や農業法人設立について質問しておりますが、今現在議論されることが多いのは、農地の所有者や担い手など、人に対しての問題が議論されることが多いと思いますが、農地、特に水田について、水捌けなどの条件や状況が悪い圃場に対しては、作業委託をお願いしても引き受け手が見つかりにくい、耕作をしたいが水捌けが悪くて耕作できない、両端の枕部分が深くなって、農機具での耕運や田植えに苦労しているというような話を聞いているところですが、担当課としてそのような農家の声、圃場の状況は把握されているのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは赤坂議員のご質問にお答えいたします。山江村の圃場、水田の現状といたしまして、議員から様々な問題点があるということを今、お話されました。産業振興課で把握しているのかということでございますけれども、山江村の水田として活用している圃場につきましては、まず約120ヘクタールほどございます。それぞれ耕作者の方が、品質の高い米を生産されるために維持管理を行っておられます。また農業用施設につきましては、農地水環境保全、これは通称多面的交付金事業といえますけれども、そちらの組織が中心となって行っておられるということで、それに加入されている農家の方々は、それぞれ畦畔の草払いとか、用水路の土砂上げとか、そういったことをされておりまして、維持管理をされているということでございます。

水田の現状につきましては、全国的な流れであります人口減少、高齢化などに起因する担い手不足の影響により、耕作放棄地が増えつつあっているほか、議員が申されました村の課題といたしましては、用排水路をはじめとする農業用施設の老朽化、また河川等の流れの変化などにより用水が引き込みにくくなっている水田もある。以前もほかの議員から質問がありましたが、水田のほうに水がなかなか引き込めないというようなこともございますし、逆に議員が申されました、水捌けが悪くて大型機械の乗り入れができない。また、有害鳥獣の被害によりまして耕作ができないというようなことの苦情や悩みの相談は受けているところでございまして、それぞれ補助金を活用して、有害鳥獣の対策につきましては、ワイヤーメッシュ柵等の設置を行っておりますけれども、なかなかその水捌け等の対策については、ご意見、お話を聞いているというところだけで、具体的な対策には今、至っていないというようなところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） 10月ごろですかね、稲刈りが終わった田んぼを見てみると、少し雨が降っただけでもですね、なかなか雨が引かず水が溜まっているという状況で、これは水捌けが悪いというような状況なんですけれども、山江土地改良区による圃場整備などの土地改良工事が済んでから4、50年ぐらい経っておりますし、暗渠排水の機能の低下など、基盤整備などの改良の時期がきているのではないかと思います。

先ほど言われましたけれども、水路の土砂撤去、水路の改修、改良など、共用部分については、山江地域農地水環境保全管理協定運営委員会を通しての交付金により、整備をしていただいているところですが、水田の圃場整備については、個人での対応になると思いますけど、今現在、何か支援策は考えておられるのか伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。議員が申されました水捌けの悪い水田の対策ということで、これは対策をどうするかというのは、私よりも議員のほうが詳しいのかもしれませんが、一応答弁はさせていただきます。

暗渠排水が詰まっている、老朽化しているということで、それを改良すればいいんだろうということでございます。一般論で申しますと、まず床堀りを行いまして、床ならしといいます採石や竹などを敷いて、穴を空けた給水管、塩ビ管などを布設して、その上からまた採石や竹などを敷いて埋め戻しをしていくと。そういうことをしていくと排水の環境が良くなってですね、水捌けが良くなる、また微生物等が活性化しまして、水田の環境が良くなるというようなことは一般論で書いてありますし、実際、最近なのか以前なのか知りませんが、私も農家の方にお聞きしたところ、そういったことを自分でやられたということで、水捌けが良くなって、水田の米の収量が上がったというようなお話も聞いております。

そういった助成につきましては、議員も先ほど申されましたが、一定の面積をですね、一体的に整備する事業、そういった整備事業であれば、国や県の交付金などを活用してできる箇所もあるかと思いますが、まずそれにつきましては、所有者、耕作者の合意形成や、もちろん受益者の負担というのもございますので、そちらのほうの合意形成を図っていただくことが重要なことと考えております。

また、小規模な圃場整備につきましては、他の市町村も調べてみましたけれども、やはり議員が先ほどから申されていますとおり、農業機械の購入とかですね、受託とか、そういったものにたいする補助制度はございますけれども、圃場、水田の個人的な改修とか修繕についての補助制度は、なかなか調べましたけどないということでございます。

しかしながら、本村の基幹産業である稲作の圃場を守り、次世代へつないでいくためにはですね、何らかの対策が必要ではないかと感じております。補助ができるかどうかにつきましては、財政面のこともありますし、個人の財産ということもありますので、慎重にならなければいけないと思いますけれども、調査、検討を進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） 今、課長のほうから改良についての話を伺いましたけれども、私も困っている農家の方からですね、担当課に行ってチラシをもらってきたということで、私も担当課のほうに出向いてですね、改良事例を書いたチラシをもらってきましたけれども、安くなるようにですね、竹を使った暗渠排水とか、帆立の貝殻での埋め戻し、従来の暗渠パイプによる排水工事等紹介されておりますが、一応支援策については今後考えているということですが、建設会社に依頼するか、いずれにしてもですね建設会社に依頼するか、個人でされるにしてもですね、建設機械、材料等必要になりますし、圃場整備をして耕作がしたいが、資金面を考えると思い切りがつかないという農家もおられます。国の制度資金もあるということですが、個人で

きるようなですね材料の支援とか、建設機械ですね、そういうようなまた補助支援ですね、そのへんのことも早急に考えていただければなあと思っております。

また、これから先、高齢化が進むにつれて担い手の作業委託が増えてくると思いますし、条件や状況が悪い圃場についてはですね、なかなか先ほど申しましたように、引き受け手がないというような現状でありますので、そのような農地がですね、遊休農地となり、それが耕作放棄地の拡大につながってくるのではないかと考えますので、早急にですね、個人に対しての支援策をですね、検討していただきたいと思います。

次に2点目、わいわいクリスポやまえ「スケボークラブ」について質問いたします。

令和6年9月定例会一般会計補正予算に、石蔵活用拠点整備事業として、旧栗選果場解体工事設計委託料450万円が予算計上され議決されておりますが、今現在、旧栗選果場では、わいわいクリスポやまえ「スケボークラブ」が練習場所として、役場の了解を得て1年ごとの更新とは聞いておりますが、使用されております。解体工事については来年度事業になるかと思っておりますけれども、どのような対応をされているのかお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。わいわいクリスポのスケートボードクラブにつきましては、今までですね、使用されておられた箇所がですね、部員の増加によりまして手狭になったということでありまして、旧栗選果場の2階部分の使用につきまして、借用の申請がありましてですね、契約書の内容を説明したあと、昨年4月1日に契約を結びまして、現在使用を許可している状況であります。1年ごとの更新ということでもありますけれども、以上が契約の経過に当たっての経緯でありますけれども、先ほど議員が申されました石蔵活用拠点整備事業に伴いまして、旧栗選果場の敷地を有効活用するために、それによって解体工事の設計予算が可決されました。それによりまして来年度から解体の工事に入ることとなります。従いまして、その経過につきましては、予算の可決後にですね、申請者に対しましてその旨の連絡をしまして、令和7年度から賃貸契約は行わないという連絡をいたしましたところであります。以上が申請者に対する対応であります。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） 次に、代替練習場所の支援についてとしておりますが、令和5年3月定例会において、スケボーの練習場所について質問しておりますが、実際栗選果場の練習場を見ていなかったもので、この一般質問をするに当たり行ってみました。7、8名の方で練習をされておりましたけれども、話を聞いたときにですね、滑るところをセッションというそうですが、ランプ、アールやバンク等のセッションを、コンパネを使ってアールに曲げてですね、上手によく造っておられました。話を聞くと、そこに選果場に入るときにはですね、鳩の糞の清掃も大変だったのですが、セッションも何カ月もかけて最近完成したところに、このような話がきて、スケボーされる方はそのようなことは知りませんので、このような話がきて、一つ一つ解体せんと撤去できんとですよと落胆しておられました。私も、本当にですね、その造ってあるセッションを見てですね、本当にもったいないなあというくらい良くできていました。是非一度見に行ってくださいと思います。

わいわいクリスポやまえは任意の団体ではありますが、役場が行う石蔵活用拠点整備事業に関連しての撤去になりますので、今言われましたように、令和6年度ですかね、それで契約を切る

のではなくですね、クラブの方も今後のことをいろいろ考えておられるようでありますので、今後丁寧な対応をお願いしたいと考えておりますが、答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。先ほど議員申されましたセッションですか、是非見に行かせていただきたいと思いますと思っております。それから、大変そういうことをいろいろ苦勞されて道具を作られたということも議員言われましたけれども、栗選果場は解体ということになりますけれども、そのスポーツクラブでどのような施設の規模が必要なのか、そして安全性も考えたところでありますけれども、どのような、適切な場所とかがもし探していただきたいと思いますと思っておりますし、そしてもしそれが村有地、公共施設であればですね、その借用についても前向きに検討させていただきたいと思っております。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 今後の対応ということでありますので、私のほうからということではありますが、実はスケボーのクラブの方々ですね、私の所に来られてですね、あそこの旧選果場の2階を使わせてもらえんのだろうかという直訴があつて、それによりまして、ただ、あの2階は危ないからどうだろうかと申しましたところ、非常に用心しながら事故がないように使うからということで、1年契約で契約をさせてもらいながら利用させてもらっているというところですよ。

実はその前にスケボーの方々が、一般道路でやられたということもあつて、一挙に解決するなあとというような思いでありましたけれども、ただご案内のとおり相当古い施設でもありますし、次の計画もありますので、あそこはどうしても次の計画に使わせていただきたいということで、迫り出す形にはなったわけではあります。ただクラブはありますので、クリスポということで教育委員会の管轄でもあります、諸々とどのような場所がいいのかということも含めてですね、相談に乗っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森田俊介議員） 赤坂修議員。

○5番（赤坂 修議員） 満足な答弁をいただきましてありがとうございます。スケボーをするところは、なかなか面積もちよっと広くいるそういう場所だと思いますのでですね、クラブの方もいろいろ今、考えているようでございますので、相談に見えるかと思っておりますので、そのときはよろしくお願いいたします。

わいわいクリスポやまへの活動は、学校部活の地域移行の受け皿として経緯を表すところですが、スケボークラブにおいても青少年の育成や賑わいの創出によるむらおこしに向けて、いろいろと考えておられます。また、下林のスーパーには、わいわいクリスポやまへ会員募集のポスターが貼ってありました。14のクラブがですね、欠けることなく活用できるように支援のほうをお願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（森田俊介議員） 次に、2番、北田愛介議員より、1. 鳥獣害対策について、2. 山江村エネルギー計画について、3. 不登校問題についての通告がでております。

北田愛介議員の質問を許します。2番、北田愛介議員。

北田愛介議員の一般質問

○2番（北田愛介議員） ただいま議長の許可がございましたので、2番議員、北田が通告に基づき

一般質問を行います。最後の質問でございまして、長時間にわたる対応で大変お疲れのことと思いますけれども、どうぞ今しばらくお付き合いいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回は3点通告をいたしておりまして、ただいま議長から紹介いただきましたように、1. 鳥獣害対策について、2. 山江村エネルギー計画について、そして不登校問題についてということで通告いたしております。

まず、第1点目の鳥獣害対策についてでございます。この問題につきましては、9月の定例会でもですね、白川議員のほうから一般質問なされておりました、捕獲頭数の状況や捕獲区域ですね、規制区域の問題などについて質問がなされております。捕獲頭数においては、シカが令和3年度824頭、令和4年度が968頭、令和5年度が1,043頭とですね、捕獲頭数が増加しております。このことはですね、捕獲隊の皆様はじめ捕獲に携わっておられる猟友会の皆様方ですね、ご努力によるものと感謝しているところでもございます。

また、村当局におかれては、捕獲に対する補助や狩猟免許取得に対する補助金、またさらには令和4年度からサルの捕獲許可及び捕獲隊補助をですね、罾免許保有者へも拡大するなどの対策を行っておられまして、その成果があったものと思っているところでもございます。

そこで現在のですね、捕獲隊や捕獲に当たっておられます方々の状況、さらには補助金の状況、また村で把握しておられます有害鳥獣対策に対する課題などについてですね、答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは北田議員のご質問にお答えいたします。まず有害鳥獣捕獲隊の現状につきましては、本年10月1日時点で46名の隊員の方が所属されておられます。隊員の平均年齢は66.3歳、最高齢や91歳、最年少は25歳というような状況になっておまして、やはり60代、70代の方が非常に多ございます。しかしながら、ここ2年ほど役場職員も有害鳥獣の狩猟の免許をとっておりまして、20代、30代、40代という隊員も増えてきている現状でございます。

捕獲隊は6班編成されておまして、班に属されている隊員の方は、班員の方々と銃や罾を用いて捕獲活動をされていることもございますけれども、班に属さない隊員は個別に罾を用いて捕獲活動をされている状況です。隊員につきましては46名と申しましたけれども、令和4年度が39名、令和5年度が44名、令和6年度が10月1日現在で46名ということで、年々増加傾向にあるということでございます。

また、この捕獲隊に対する補助といたしましては、議員も申されました、以前は猟銃の免許の取得者のみに補助しておりましたけれども、令和4年度よりサルの捕獲許可及び捕獲隊補助を罾の免許の方へも拡大いたしまして、1人当たり1万5,000円、年間ですけれどもこちらのほうを補助しております。

また、狩猟免許の取得の支援事業といたしまして、猟銃の免許の新規取得者1人当たり10万円以内、罾猟の免許新規取得者に対して1人当たり2万円以内を支援をしているところでございます。

また、有害鳥獣の駆除に対する補助といたしましては、議員もご承知かと思いますが、ニホンシカが1頭1万円、イノシシが1頭8,000円、ニホンザルが1頭5万円、アナグマが1頭2,

000円となっております、それぞれ国、県、村のほうで補助率があっております。ここは詳細には申しませんが、国・県の補助もあっているということでございます。

課題といたしましては、隊員数は先ほど申しましたように年々増えてきているところではございますけれども、銃の免許や罌の免許を保有されている方も更新だけをされる方が多くなってきておりまして、実際に活動される方の実人数は少なくなっているということでございます。2カ月に1回イノシシやシカのシッポ等を持ってきてもらうんですけれども、大体固定された隊員の方が持ってこられるということで、名簿と比較してみますと、年間0頭とか1、2頭という方も多数ございますので、実人数のですね、活動人数を増やしていけることが課題かなと感じているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいまいろいろな問題等についてもですね、課題等についても答弁をいただきました。いろいろな問題があると思いますけれども、これ10月8日の火曜日の熊日新聞の記事に、鳥獣のスマート捕獲、後押しをするという見出しでですね、掲載されておりました。有害鳥獣駆除のための行政手続にですね、情報通信技術、ICT技術を取り入れる自治体を農水省が支援するというような内容でございまして、国の来年度予算にAI、人工知能搭載で自動化した罌の設置や、鳥獣の捕獲場所を地図に落とし込むシステムなど、スマート化する関連費を盛り込み、モデル地区を選定して事業費を補助するというような内容でございました。このことは先ほど高齢化しているということも答弁ありましたけれども、高齢化による捕獲従事者の減少を補う手段として、最新技術の普及が急務と農林水産省が判断したものであるということでございます。

これまでにですね、具体的にはこれまで紙で提出していた捕獲に関する情報を、アプリで登録できたり、写真などもスマートフォンで撮影したデータをですね、そのまま送信できるシステムで、自治体側もリアルタイムで情報を把握できるなど、省力化が図られるとメリットがあるように書いてございました。県内においては検討を始めた自治体もあるようでございまして、実際に開発したアプリを使ってもらうなどの施行を始めている自治体もあるようでございます。

先ほど答弁にもありましたように若い方も増えているというようなことでございますので、こういったものにはすぐ慣れるんじゃないかなと思っておりますし、捕獲をされる方々の話を聞きますと、写真も3部程度自分で印刷して持っていかなければならないと。役場にデータを持ってくると取り込んでいただけるということも言っておられました。

本村はですね、情報通信技術の活用については、東京大学等とも連携して進めておられてですね、得意とするところでもありますし、捕獲隊や村側のメリットもあるようでございますので、導入にはいろいろと課題もあろうかとは思っておりますが、導入に向けて検討される考えはないか答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではご質問にお答えいたします。ICTやAI等を活用したスマート捕獲の導入ということでございますけれども、議員が申されましたとおり、最近狩猟免許を取得されました若い方、役場職員もですが、自分でカメラを設置して、定点カメラを設置いたしまして、鳥獣の行動を把握しているものもおります。それがそのままスマートフォンのほうに送信されてきまして、実際見てみるとですね、罌の付近をシカがウロウロして、結局くく

り罾のそこにはかからずに逃げていくとかですね、そういった失敗のともありますし、そういったのを見るとですね、今後どういった感じで罾を仕掛けたらいいんだろうとか、そういったのが瞬時にできますし、またメーカーや企業等もですね、デモ機械を自治体のほうに貸し出しております。本村でも昨年ちょっと使っては見たんですけども、結局罾にかからなかったもんですから作動はしなかったんですが、罾にかかる24時間自分のスマホにですね、どこの罾が作動したというような装置もきますので、そういったのを活用するとですね、見回りのほうが減ってきて、高齢者の方の体力等にも軽減になるのかなと考えているところでございます。

また議員が申されましたアプリ等を活用して、瞬時に村の有害鳥獣の行動範囲などを把握するというようなことも考えられますので、予算の兼ね合い等もありますけれども、補助事業を見つかけながら、導入に向けて調査を進めていきたいと考えております。

また、村長の行政報告の中にもありましたけれども、本年度からサルの複合対策ということでサルを中心とした有害鳥獣の調査を行っていくというところでございます。本年度はアンケートの調査を行ったりですね、電柵等をモデル地的に張るというところでございますが、来年度はいよいよサルを捕獲いたしまして、GPSを設置し、群に帰してですね、行動範囲を把握しながら一網打尽にできればと、成功するか失敗するかというのはありますけれども、一網打尽にできるのかなということで、そういったGPS機能も活用しながら事業を進めていくというところでございます。

いずれにいたしましても省力化、スマート捕獲につきましては、隊員が少人数でも大量の有害鳥獣を捕獲できる可能性もございますので、そういったところも後ほどまたほかの課が追加で答弁すると思いますけれども、導入に向けて調査検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。山江村でも今現在、農村RMOの中で、スマート農業だったり、そういったところの研究について、今後、東京大学と共同研究も進めてまいりたいと思っております。先ほど産業振興課長のほうから申されたとおり、いろいろなICT活用、そういったところも研究しながら、今後は生成AIそういった技術もですね、企画調整課としては共同研究で進めさせていただきながら、職員また村民にこういうICT、IOTが生活の一部として使えるようにですね、推進してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ICT技術ですね、非常にAI等々活用というのは、私たちの暮らしを援助してくれるツールだと村長も言っておられますので、是非活用していただきたいと思います。

それとまた、高齢者の方々もですね、今までの狩猟の技術であるとかですね、経験を多く持っておられると思いますので、そういうものも取り込んだ内容にしていいただければ、もっと効果が上がるんじゃないかなと思っております。

それから次にですね、有害鳥獣捕獲に対する補助金等についてですね、お尋ねいたします。冒頭申し上げましたように、村においては捕獲に対する各種の補助金を出しておられますが、その内容について伺います。具体的にはですね、狩猟免許取得事業、有害鳥獣捕獲隊の補助事業、有害鳥獣捕獲補助金について、単価、先ほど単価言っていましたけれども、その県や国、村の負担割合についても答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。先ほど申しました有害鳥獣捕獲隊の活動補助1万5,000円、また猟銃の新規取得の免許の補助金10万円、罟猟の免許の新規取得の2万円につきましては、これは村の単独事業でございまして、財源といたしましては、森林環境譲与税も一部充当させていただいているところでございます。

また、有害鳥獣の捕獲の補助の割合につきましては、ニホンジカにつきましては1万円ということになっておりますけれども、国が7,000円、県が1,000円、村が2,000円の負担となっております。イノシシにつきましては1頭8,000円、国が7,000円、村が1,000円となっております。ニホンザル1頭当たり5万円となっておりますけれども、国が8,000円、県が1万1,000円、村が3万1,000円、アナグマにつきましては1頭当たり2,000円となっておりますけれども、国が1,000円、村が1,000円というような負担割合になっているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいま答弁いただきましたけれども、この狩猟免許取得補助金ですね、これは新規に取得される場合に補助がなされるということでございます。しかしながら、狩猟免許の有効期間の更新に係る経費ですね、これは現在は自己負担となっているようでございまして、更新に当たっては免許1種類について2,900円の手数料が必要となるようです。これは免許1種類ですので、免許種類ごとに更新しなくてはならないという状況だと思っております。

それから、猟銃等の所持者は、銃砲刀剣類所持等取締法によって、3年に一度猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習、技能講習を受けなければならないとなっております。こちらは受講手数料として1万4,000円が必要となるようです。実際に銃を撃つという技能講習もあるようでございます。免除規定もあるようでございますけれども、このように有害鳥獣の捕獲に対しましては、免許更新時に経費が必要となるようでございますので、この更新時の経費についても助成できないか、伺いたいと思っております。

参考までにですね、隣の宮崎県の西米良村では、こういった銃の所持許可更新とか、鳥獣捕獲対策事業でやっているということでございます。この猟銃の操作及び射撃の技能講習手数料、それから技能講習時の弾代を含めて補助してあるようでございますので、こういったことも参考にしながらご検討いただければと思いますけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。46名の捕獲隊のうち銃の免許取得をされている方は今現在25名となっております。議員が申されました金額につきましてもおおよそ2万円程度かかるというようなことはお聞きをしておりまして、それを毎回しなければならないということで、どうにかならないかという声をお聞きしていることも事実でございます。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、免許取得者の方の中にはですね、猟をほとんどされずに免許を保持するのを目的として更新されている方もいらっしゃるということでございますので、もし補助を検討する際には、過去3年間、更新されるまでの捕獲の頭数とは言いませんけれども、捕獲の活動に出られた日数とかですね、そういったのも加味しながら補助制度ができないか、他の近隣の自治体の同行も勘案しながら、調査をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） いろいろと問題もあろうかと思いますが、経費はかかるわけございまして、捕獲の実績とかですね、そういったものを勘案しながらですね、検討いただければと思っております。

それから近年の物価高騰によりまして、猟銃用の銃弾も高騰しているようでございます。銃砲や弾薬頭を取り扱っておられる方に伺いましたところ、国産で15%から20%、輸入品は30%程度値上がりをしているということでございます。罟猟をしておられる方もですね、罟の見回りに毎日行かなくてはならないと、車の燃料代も高騰しておりまして、経費が増大していると申されておりました。捕獲に対する補助金はここ数年間据え置かれているようでございますが、このように有害鳥獣捕獲にかかる経費が高騰していることからですね、補助金の増額改正が必要ではないかと考えているところでございます。

先ほど1頭当たりの捕獲に対する補助の内容、負担割合、国・県・村とありますけれども、村のほうでもですね、まだよその県で多く得上乗せをしておられるところもでございます。この値上げについてはいろいろ問題もあるかと思いますが、そういったことで経費の高騰に伴う増額改正を検討される考えはないか、答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 有害鳥獣の行動といいますか、におけるその補助ということであります。その罟をされるというのは、罟そのものを楽しまれるということからやっぱり始まっているんじゃないかと思うわけです。先ほど課長も言いましたとおり、そのうちどれぐらいの有害鳥獣の対策として動かれるかということが一つの基準になろうかと思います。そしてその助成については、それぞれの有害鳥獣の何を捕獲したかで金額が違ってくるわけでありまして、その中にもですね、そういう経費も入っているものと考えているところであります。ただ、その金額が高いか安いかにいうことについては、実は山江村だけシカの捕獲金額が高かった時代がありまして、逆に言うともその町村から山江村にずいぶん持ち込まれた例もあるわけでありまして、そういうことについては、しっかり周りの町村と金額を合わせる必要があるというようなこともありますので、しっかりその付近も意識しながら対応していきたいと思っております。

いずれにしても実際に捕獲をしてもらっております猟友会の方々とのですね、やっぱり意見交換も必要だと思いますので、しっかりその付近のところも聞き取りながら、適正な助成のやり方、あり方を検討していければと思っております。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 村長答弁のように問題もあるかと思っております。そこでですね、段階的に加算金を出す。10頭以上の場合は1万円を加算するとか、20頭以上の場合は2万円を加算するとかですね、そういった手法をとると単価が変わらないのでですね、ほかのところとのバランスというのでも保てるんじゃないかなと思っておりますので、そういった加算方式等も検討いただければと思っております。

次に、山江村エネルギー計画についてでございます。今回は特に再生可能エネルギー計画についてお伺いしたいと思っております。先ほどですね、午前中脱炭素についての質問もございましたので、少しかぶるところもあるかと思いますが、よろしくをお願いいたします。

山江村においては、令和4年12月にですね、ゼロカーボンシティ宣言によって、2050年、

令和30年までに二酸化炭素の排出量の実質ゼロを目指すと言をされております。これは国内地方公共団体で817番目ということであります。宣言文では、令和2年7月豪雨災害など、近年全国各地で発生している集中豪雨や台風などの自然災害の原因の一つとして、地球温暖化、特に大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加が主な要因と指摘をされております。また昨年12月には、地球環境共生社会連携協会の交付金を活用して、山江村再生可能エネルギー導入計画の最終報告がまとめられております。

そこで山江村のですね、エネルギー問題の現状と課題、そして再生可能エネルギー導入へ向けた基本的な方針について答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。まず現状としましては、先ほど議員が申されましたとおり、山江村再生可能エネルギー導入計画を昨年度策定しております。その策定の際に調査した結果から、二酸化炭素など温室効果ガスの抑制など、脱炭素の認識度は村民の7割程度がありますけれども、日ごろから脱炭素を意識した行動をとっている方は少ないと。また、再生可能エネルギーの導入について前向きに考えがある方は多いものの、再生可能エネルギーの導入の割合は、山江村の再生可能エネルギー導入のポテンシャルの1%未満であることから、自然や環境に配慮した再生可能エネルギーの導入や、住民の脱炭素行動を促す仕組みづくりの必要性を確認したところでございます。

今回の計画策定に当たり、脱炭素を活用し、解決していく地域課題として、自然景観の保全、環境に対する意識の向上、次世代への教育、雇用の促進、雇用機会創出などを掲げておりますので、地球と生きる、山江で生きるを将来ビジョンとして、2045年のカーボンニュートラルに併せ、エネルギーの地産地消に向けた仕組みづくりと地域振興に取り組む考えでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいま答弁いただきました中に、アンケート調査等も触れていただきました。このあとアンケート調査の報告書を見てみますと、先ほどと答弁いただきました中では、意識はあるけれども取り組みが1%程度ということですね、報告いただきました。このアンケートは昨年8月から9月にかけて実施されておまして、無作為抽出で600人程度、600人にアンケートを出して、回答が242人で回答率が40%、回答率は高いほうではあると思っております。住民アンケートの結果要旨として、全体を通して半数以上が再生可能エネルギーの導入に対して前向きであったと。先ほど言われましたように、脱炭素の認知度は全体で7割以上と。特に30代から60代では、菜園への認知度や利用率も高いと報告されております。脱炭素に向けた取り組みは進んでいると報告をされているようでございまして、そこをちょっと違うかなと感じたところでございます。

また小中学生にもですね、アンケートが実施してありまして、これ非常に良かったんじゃないかなと思っております。小中学生のほうでは少し認知度は低いような報告でございまして、ワークショップなどをやったらどうかという報告が出ておりました。さらにですね、小中学生に対して、あなたが大人になったとき山江村がどのような村だったら住みたいと思いますかと問いは、先ほど課長触れましたように、「自然が豊かで美しく自然にやさしいむら」という回答が多かったということでございます。

こういったようなアンケート結果を踏まえて、将来ビジョンとか施策案、方向性などを出しておられまして、山江村の有する豊富な自然、資源を最大限活用して、菜園や脱炭素化を起点とした地域活性化を図ると、さっき答弁いただきましたような内容が打ち出しています。

そこでですね、このビジョンを実現するために、具体的にどのような事業を実施されるのかについて、答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。令和5年度に策定しました山江村再生可能エネルギー導入計画では、「地球と生きる、山江で生きる」を将来ビジョンとし、エネルギー自給率100%の経済、災害に強い村、自然資本事業を進める先進的な村、将来にわたって地球にも住民にもやさしい村をコンセプトに、課題解決に向けて政策の実施を計画しております。

施策としましては、太陽光、中小水力、木質バイオマス発電の導入、グリーンな栽培の推進、スマート農林業の導入支援、小中学校での環境学習の実施、防災力の強化などを進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） いろいろな多様な事業を計画してございまして、非常に期待されるところでもございます。それに伴ってですね、住民の方のいろいろ意見も聞いたんですけども、小水力発電ですか、こちらのほうでは万江川のほうでも、以前に宇那川でも計画してございました。その計画はまだ生きているということでございますけれども、話を聞きますと非常に増水時にはですね、狭隘な谷間でですね、非常に危険なところもあるので、そのあたりも考えるべきではないかということも心配している方もいらっしゃいました。そのあたりは十分検討されて進められると思っておりますけれども、そういった山江村の地域の特性などもですね、よく考えながらやっていたいただければと思っております。

現在、村においてはカーボンニュートラル達成に向けてゾーニング事業を進めておられます。先日ゾーニングマップの説明会と意見交換会が山田地区と万江地区に、2カ所に分かれて行われております。私は山田地区のほうの説明会に参加させていただきましたけれども、この両地区における参加者の状況であるとか、出された意見とかですね、ゾーニングの進捗状況ですね、これは先ほども説明がありましたので、その説明会でありました状況、出された意見等について答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今年の11月6日、7日に、山田地区、万江地区それぞれでゾーニングマップの閲覧会を開催させていただきました。6日には約35名、また7日には約20名の参加があったところでございます。住民の方からのご意見でございますが、太陽光、中小水力、木質バイオマスのマップについて、それぞれご意見をいただいたところでございます。

おおむねでございますが、自然や生態系への影響や事業の費用対効果など、懸念事項があげられております。それに今回ですね、12月16日に開催予定しております第2回目のゾーニングマップの閲覧会におきましては、1回目でもいただきましたご意見をもとに再検討したものをですね、確認していただきたいと思っております。そして年度内にはゾーニングマップの完成に向けて進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは大項目のですね、山江村のエネルギー計画ということで、概要について私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

実はカーボンニュートラルという言葉が何回も出てきますけれども、先ほど本田議員のところからも出てきましたが、山江村は現在ですね、カーボンニュートラルはマイナスですね。カーボンというのが二酸化炭素と酸素、どちらが多いか、バランスをとらなくちゃいけないということなんですけれども、今は酸素のほうが多い。というのは、山の持つ機能を入れたらカーボン、ニュートラルはもう過ぎて十分マイナスだというようなことであります。ただしですね、山の機能を抜いて2050年に向けてニュートラルしようと。酸素と炭素の量をしっかりニュートラルにしようと、地表と地中の中をしようというようなことで計画を今、進めているということでもあります。

いずれにしても化石燃料とかですね、原子力発電もいろいろありますが、事故もあり、やっぱり神話が壊れたわけでありますので、永久に原子力の頼るということなく、やはり自然のエネルギーを活用しながら生活をするというのは、我々が生きていく以上ですね、大変重要なことであろうかと考えております。

それを含めて、どういうことでニュートラルを目指すかということではありますが、そういう自然エネルギーを通じて、山江村は3億5,000万円の電気代を払っております。外に出している。九電その他ですけれども。その3億5,000万円のお金については、山江村で大体17メガの発電能力があれば賄えるということになると、山江村にその発電能力をつくると、3億5,000万円は山江村内でまわるというような効果があるわけでありまして、また加えて防災上の効果といいますか、台風、地震等々で大きな災害がきた折に、九電からの出力がとれなかった場合、当然、山江村独自の電力から分散をしながら電力をとれるというようなことにもつながっていくわけでありまして、Jクレジットとしてですね、今、森林整備計画、今は森林経営計画ですね、1反当たりその森林経営計画管理法に基づいて山を手入れすると、1反当たり大体5、6万円のJクレジットとして売ることができると、CO2をたくさん出している会社に売ることができるというようなこともありますし、そういうことを総合的に取り組みながら、カーボンのニュートラルを2050年に目指そうということでもあります。

それからバイオ炭についても、要するに炭化して地中に戻すということは、カーボンニュートラルの大きな事業の一つでありますし、その地中に戻す前に堆肥と混ぜながらやると、先ほど循環型の農業ができてしまって、要するに有機農法としての効果も見込めるということにもつながります。そういうメリットをですね、山江村にとってのいろんなメリットを村民におけるメリットですね、これはひょっとすると3億5,000万円要らないかもしれない、安く発電できると電気料をですね、今より安く提供できるというようなこともありますし、そういうことを目指しながらSDGs、社会的貢献も併せてはたしていこうというような計画でございます。

ただ、あと大事なのは誰がやるのか。どこでやるのかはこれは今、ゾーニング計画というか、どこでやるのが適正ですよというようなことを区分け、地図を作りながら、区分け地図を作りながら、どこでというのは今、具体的に示しております。それで誰がどこで、どのようにどの規模で何をやるのかというようなことにもなってくるわけでありまして、そういうことを一つ一つ詰めていくというような作業になっていくわけであります。

いずれにいたしましても、何と申しても村民に対する便益といいますか、Jクレジットとか電気代とか申しましたけれども、それを目的としながらやっばりやっていくということが大事であろうかと思ひますし、是非そのカーボンニュートラルにつきまして、まだまだ理解が村民の皆さん方に浸透しているとは言えませんが、今後ともいろんな機会をとおしながら、啓発していきたいと思ひますし、この事業を一緒になって進めていくことができたらと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいま丁寧に説明いただきました。やはりこの地球問題ですね、温暖化問題に対する、なかなか住民の方々も大まかではわかっておられますけれども、具体的にはなかなか理解ができないという、さっき村長答弁にありましたように、そういったような状態であるかと思っております。

やはり1回目の説明会にですね、出席したときにもですね、参加者の方から、まず今、説明いただきましたカーボンニュートラルの意味がわからないというのがいきなり出てきたりとかですね、一方では、具体的な詳細なゾーニングマップでないと判断ができないとかですね、隣接の自治体との関係もあるとかですね、いろいろと専門的によくわかっていらっしゃる方もおられまして、参加者の理解度にはかなりばらつきがあると感じたところでありました。

また、地球温暖化に対する考え方もですね、賛同される方もいらっしゃるれば、地球温暖化自体をですね、懐疑的に考えておられる方もいらっしゃいます。それから太陽光発電自体にですね、アレルギーというか、そういうものを感じておられる方、いろいろな意見をお持ちの方がおられました。そこでですね、執行部としては、先ほどまだ理解が進んでいないということを答弁いただきましたけれども、住民の方々の理解度をですね、どのように認識しておられるか、また今後どのようにしてですね、村民の方々に理解を求めていくのかを答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。11月6日、7日に行いました1回目のゾーニングマップを受けて、住民の理解度について、改めて再生可能エネルギーの概要や、山江村における導入の必要性、メリット、また懸念事項への理解促進に向けて説明する必要性を感じたところです。

2回目のゾーニングマップ、12月16日に予定しておりますが、こちらの閲覧会では、住民の方により深くエネルギーに関して知ってもらうために、再度説明を行う予定にしております。そのほか、昨年からの取り組みとなりますが、山田小学校の5年生を対象に、総合学習の時間を活用し、環境学習の一環として再生可能エネルギーのワークショップを実施したり、また今年度の新たな取り組みとして、やまえ宝物収穫祭で再生可能エネルギー関係のブースを設けたり、そういったところで住民の理解度を高めるために周知の機会を設け、持続的に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからも答弁させてもらいたいと思ひますが、ずいぶんとですね、理解度は私、深まってきたんだろうということを考えています。各地域の座談会でもそういう話を、この話はさせてもらいましたし、ただゾーニングマップとはどういう意味ですかという話、英語がわからないと、いわゆるゾーニングですから区分けですね、つくっていいところと絶対だめな

ところと調整地域を区分けするということですので、そういうマップですから是非ご安心ください。専門家の動物の先生もおられますし、いろんなその専門家の先生の意見も聞きながら、そしてまた、ここは土砂警戒区域でイエローゾーン、レッドゾーンのところにはいろんなものをつくっちゃいけませんよというようなことにもなりますし、もちろん住民の方々が、あそこにはつくってくれるなど、景観が悪くなるというようなところは、当然ゾーニングから要するに不適なところに入れていくというような作業をずっとしていくんだということでもあります。

バイオ炭の事業もですね、実は地域づくりなんたらNPOとか、議員の方々も視察をしてもらったということでもありますし、そういう事業を通しながら、ずいぶん理解は徐々にではありますが、全くわからないというようなことではないと思います。その説明会の折もある学校の先生が音頭を取ってですね、いろんな専門的なことを聞かれて、非常に不安の声を最初言っておられたんですが、最終的にはよく理解されながら、「皆さんこの事業はよかけん進めましょう」というような話をされたとも伺っているわけでもあります。

いずれにしても本田議員の答弁の折には、地球が悲鳴を上げていると言いましたが、本当にそれぞれやっぱり地球温室効果ガス、化石燃料を燃やすとかはものすごくCO₂を出して、どんどんどんどん地球が温暖化しながら、不都合なことがいっぱい起きておりますので、それを防ぐ一団として、一自治体としてしっかり取り組んでいきたい。そのことで村民の方々に便益をしっかりと共有してもらうというような仕組みを目指していきたいと思っておりますので、議員におかれましても是非そういう啓発についてもですね、ご協力賜ればと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 1回目の説明会に高校生も参加しておりますですね、いろいろと質問をしておりました。非常に頼もしいなと感じておりますし、小学校でもワークショップをやられております。そういった子どもの頃からというか、若い人たち、将来を担う子どもたちの教育も非常に大切だと思っておりますし、既に着手していただいておりますので、村民の理解度というのも上がってくるんだろうと。子どもたちがそういうことを家庭に言っていじちゃん、ばあちゃんに話してやるとですね、もっとわかりやすいんじゃないかなと思っております。

また、山江村の再生可能エネルギー導入計画、86ページ全部読みましたと高校生も言っておりました。非常に興味を持ってですね、この地球温暖化問題については理解をしてくれているようでございます。午前中もありましたように今年は猛暑が続いてですね、山江村の特産である栗とか米、野菜などの品質にもですね、影響が出ておまして、また、生態系にも深刻な影響がでているということで、地球温暖化対策は待ったなしではないかなと思っております。私たちもですね、村民の方々の理解を深めるために努力しなければならないと感じたところでございます。村民の方々の理解を求めながら、2050年のゼロカーボン達成に向けて努力していただきますようお願いいたします。

最後の質問でございます。午前中もですね、白川議員のほうから不登校問題について若干質問があつてございますけれども、私のほうからはですね、通告いたしております過去5年程度の不登校の状況についてですね、答弁いただける範囲内で結構でございますので、答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それではお答えしたいと思います、先ほどもですね、白川議員の質問の中で、不登校の定義につきましては申し上げましたので、それは省かせていただきますけれども、過去5年間の推移と傾向ということでございますので、数字だけ申し上げますけれども、大体小学校は例年少ないんですけども、どうしても多感な時期になります中学生ですね、中学生の不登校が増えてくるというのが現状でございます、令和2年は7名、それから令和3年が5名、それから令和4年が8名、それから令和5年ですね、昨年度が3名、それから令和6年度も先ほど申し上げましたように3名ということで、減少はしております。

これにつきましては、本当に先生方の早めの対応とともにですね、一昨年度からスクールカウンセラーを村単独で会計年度任用職員として雇用しておりますので、その方の影響は大きいなと思っております。それからSSW、いわゆるスクールソーシャルワーカーは家庭のほうまで入っていきますので、そちらの家庭のほうとの連携も、これは福祉課とも連携しながらやっておりますので、そういう連携によりまして減少してきているような傾向にあるということでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 先日ですね、熊日新聞のほうでも増加しているという問題がございまして、しかし山江村においては、昨年と今年においては減少しているということで、安心をしているところでございます。先ほど福祉課とも連携しながら対応していただいているということでございましたので、安心をいたしております。具体的な個別の対応というのも大変だとは思っております。これは本人を含めて保護者の方々も大変悩まれているんじゃないかなと思っております。中学生、多感な時期で非常にデリケートな問題であるかと思っております。児童生徒の気持ちを大切に、保護者の方に寄り添っていただき、対応していただくようお願いいたします、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） 通告がありました一般質問はすべて終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後3時21分

第 3 号

1 2 月 1 2 日 (木)

令和6年第6回山江村議会12月定例会（第3号）

令和6年12月12日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 発委第 3 号 | 山江村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 承認第 11 号 | 専決処分事項の承認を求めることについて（令和6年度山江村一般会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 3 | 同意第 2 号 | 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて |
| 日程第 4 | 諮問第 1 号 | 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて |
| 日程第 5 | 議案第 47 号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 6 | 議案第 48 号 | 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 日程第 7 | 議案第 49 号 | 山江村電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 50 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 51 号 | 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 10 | 議案第 52 号 | 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 53 号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 12 | 議案第 54 号 | 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 55 号 | 公共工事請負契約の締結について |
| 日程第 14 | 議案第 56 号 | 公共工事請負契約の締結について |
| 日程第 15 | 議案第 57 号 | 令和6年度山江村一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 16 | 議案第 58 号 | 令和6年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第 17 | 議案第 59 号 | 令和6年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号） |
| 日程第 18 | 議案第 60 号 | 令和6年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第 19 | 議案第 61 号 | 令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第 20 | | 議員派遣の件 |
| 日程第 21 | | 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長） |

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1 番 白 川 俊 博 議員

2 番 北 田 愛 介 議員

3 番 本 田 り か 議員

4 番 中 村 龍 喜 議員

5 番 赤 坂 修 議員

7 番 立 道 徹 議員

9 番 久保山 直 巳 議員

6 番 横 谷 巡 議員

8 番 西 孝 恒 議員

10 番 森 田 俊 介 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 高 橋 忍 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内 山 慶 治 君

副 村 長

教 育 長 藤 本 誠 一 君

総 務 課 長 平 山 辰 也 君

税 務 課 長 今 村 禎 志 君

企画調整課長 清 永 弘 文 君

産業振興課長 松 尾 充 章 君

健康福祉課長 山 口 明 君

建 設 課 長 蕨 野 昭 憲 君

教 育 課 長 迫 田 教 文 君

会 計 管 理 者 尾 方 路 美 君

農業委員会事務局長 一 二 三 信 幸 君

開議 午前１０時００分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は１０名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程日次第３、本会議で質疑、討論、表決となっております。

それでは、議事日程順に質疑、討論、表決を行います。発言については、山江村議会会議規則の規定を守り、事件の内容から逸脱しないよう趣旨に沿った質疑をお願いします。また、執行部におかれましては、簡潔な回答をお願い申し上げます。

-----○-----

日程第１ 発委第３号 山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第１、発委第３号、山江村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、発委第３号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第２ 承認第１１号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度山江村一般会計補正予算（第４号））

○議長（森田俊介議員） 日程第２、承認第１１号、専決処分事項の承認を求めることについて（令和６年度山江村一般会計補正予算（第４号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、承認第１１号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第３ 同意第２号 山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについて

○議長（森田俊介議員） 日程第3、同意第2号、山江村固定資産評価員の選任に関する同意を求めることについてを議題とします。

ここで、今村税務課長より、一身上に関する事件であるため退場申し出がっております。これを許したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。今村税務課長の退場を許可します。

〔今村税務課長 退場〕

○議長（森田俊介議員） それでは質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。

本案を可決することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者の起立〕

○議長（森田俊介議員） 起立全員でございます。従いまして、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。どうぞお座りください。

採決が終わりましたので、今村税務課長の入場を許可します。

〔今村税務課長 入場〕

-----○-----

日程第4 諮問第1号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（森田俊介議員） 日程第4、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。

本案の推薦については、候補者として適任であるという意見を付して同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者の起立〕

○議長（森田俊介議員） 起立全員でございます。お座りください。従いまして、諮問第1号は、適任であるという意見を付して答申することに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議案第47号 熊本市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（森田俊介議員） 日程第5、議案第47号、熊本市市町村総合事務組合の共同処理する事務

の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第４７号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第６ 議案第４８号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（森田俊介議員） 日程第６、議案第４８号、人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第４８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第７ 議案第４９号 山江村電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第７、議案第４９号、山江村電気自動車用急速充電器の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第４９号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第 8 議案第 5 0 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第 8、議案第 5 0 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第 5 0 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 9 議案第 5 1 号 山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第 9、議案第 5 1 号、山江村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第 5 1 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 0 議案第 5 2 号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第 1 0、議案第 5 2 号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第 5 2 号は、原案のとおり可決することに決定いた

しました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 5 3 号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第 1 1、議案第 5 3 号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第 5 3 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 5 4 号 山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第 1 2、議案第 5 4 号、山江村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第 5 4 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 3 議案第 5 5 号 公共工事請負契約の締結について

○議長（森田俊介議員） 日程第 1 3、議案第 5 5 号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第 5 5 号は、原案のとおり可決することに決定いた

しました。

-----○-----

日程第 1 4 議案第 5 6 号 公共工事請負契約の締結について

○議長（森田俊介議員） 日程第 1 4、議案第 5 6 号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第 5 6 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第 1 5 議案第 5 7 号 令和 6 年度山江村一般会計補正予算（第 5 号）

○議長（森田俊介議員） 日程第 1 5、議案第 5 7 号、令和 6 年度山江村一般会計補正予算（第 5 号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

白川俊博議員。

○1 番（白川俊博議員） それでは、ただいま議題となっております議案第 5 7 号、令和 6 年度一般会計補正予算（第 5 号）について、1 点質疑いたします。

ページは 1 1 ページ、総務費、総務管理費、一般管理費の使用料及び賃借料でございます。住宅使用料が 3 8 万 2,0 0 0 円計上されておりますけれども、この住宅使用料は当初予算でも計上されておまして、当初予算の倍額以上の計上になっておりますけれども、その内容について理由などをお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは白川議員の質疑に答弁をさせていただきます。

住宅使用料 3 8 万 2,0 0 0 円を追加させていただいておりますけれども、これは今、広島県から災害派遣職員として産業振興課のほうに勤務をいただいております。その派遣された方に対して、当初は林田団地を予定しておりました。それがですね、やっぱり派遣して来られる方の環境も踏まえてですね、蓑原団地を選ばれたということでありまして、家賃が違いますので、その差額を今回追加としてあげさせていただいているということでありまして、これにつきましては、8 割が特別交付税で交付されるということになっております。以上でございます

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1 番（白川俊博議員） 内容はわかりました。入居決定した時点での予算計上が適切ではなかったかなと思ったところでもございます。

以上、質疑を終わります。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第５７号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１６ 議案第５８号 令和６年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）

○議長（森田俊介議員） 日程第１６、議案第５８号、令和６年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第２号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第５８号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１７ 議案第５９号 令和６年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第２号）

○議長（森田俊介議員） 日程第１７、議案第５９号、令和６年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第２号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第５９号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

—————○—————

日程第１８ 議案第６０号 令和６年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第３号）

○議長（森田俊介議員） 日程第１８、議案第６０号、令和６年度山江村簡易水道事業会計補正予算（第３号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第60号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第19 議案第61号 令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

○議長（森田俊介議員） 日程第19、議案第61号、令和6年度山江村農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第61号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第20 議員派遣の件

○議長（森田俊介議員） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定いたしました。この際、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合は、その決定については議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

-----○-----

日程第21 閉会中の継続調査申出書

○議長（森田俊介議員） 日程第21、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、お手元に配付しております申出書が提出されております。よって、委員長の申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の

継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本会議で議決された事件の条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議長に委任することに決定いたしました。

これで本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、令和6年第6回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午前10時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員